



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第44号) ..... 1703

◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第45号) ..... 1704

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(第46号) ..... 1704

告 示

◇道路区域の変更(第262号) ..... 1705

◇道路の供用開始(第263号) ..... 1705

◇道路区域の変更(第264号) ..... 1705

◇道路の供用開始(第265号) ..... 1705

◇道路区域の変更(第266号) ..... 1705

◇道路の供用開始(第267号) ..... 1706

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第268号) ..... 1706

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第269号) ..... 1706

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第270号) ..... 1706

◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第271号) ..... 1706

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第272号) ..... 1706

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第273号) ..... 1706

◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第274号) ..... 1707

◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第275号) ..... 1707

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第276号) ..... 1707

◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第277号) ..... 1707

◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止(第278号) ..... 1707

◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第279号) ..... 1707

◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第280号) ..... 1707

◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第281号) ..... 1708

◇自転車等の撤去と保管(第282号) ..... 1708

◇自転車等の撤去と保管(第283号) ..... 1708

◇道路区域の変更(第284号) ..... 1708

◇道路の供用開始(第285号) ..... 1709

◇道路区域の変更(第286号) ..... 1709

◇道路の供用開始(第287号) ..... 1709

◇コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務委託(第288号) ..... 1709

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第289号) ..... 1709

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第290号) ..... 1710

◇川崎市市民文化局刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第291号) ..... 1710

◇小黒恵子童謡歌集の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第292号) ..... 1710

◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変更及び図書の縦覧(第293号) ..... 1710

◇地縁団体の告示事項の変更(第294号) ..... 1710

税 告 示

◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定の一部改正(第4号) ..... 1711

公 告

◇環境影響評価に関する条例による事

|                                   |      |  |      |
|-----------------------------------|------|--|------|
| 後調査報告書の公告 (第233号).....            | 1711 | ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第90号) .....                        | 1746 |
| ◇一般競争入札の執行 (第234号).....           | 1712 | ◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第91号) .....                       | 1746 |
| ◇開発行為に関する工事の完了 (第235号) .....      | 1713 | ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第92号) .....                        | 1746 |
| ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第236号)..... | 1713 | ◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第93号) .....                       | 1746 |
| ◇一般競争入札の執行 (第237号).....           | 1714 | ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第94号) .....                        | 1746 |
| ◇開発行為に関する工事の完了 (第238号) .....      | 1717 | ◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第95号) .....                       | 1746 |
| ◇開発行為に関する工事の完了 (第239号) .....      | 1717 | ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第96号) .....                        | 1746 |
| ◇一般競争入札の執行 (第240号).....           | 1717 | ◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第97号) .....                       | 1747 |
| ◇一般競争入札の執行 (第241号).....           | 1719 | ◇差押解除通知書の公示送達 (第98号) .....                           | 1747 |
| ◇一般競争入札の執行 (第242号).....           | 1720 | ◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第99号) .....                       | 1747 |
| ◇一般競争入札の執行 (第243号).....           | 1722 | ◇督促状の公示送達 (第100号).....                               | 1747 |
| ◇一般競争入札の執行 (第244号).....           | 1723 | <b>上下水道局告示</b>                                       |      |
| ◇開発行為に関する工事の完了 (第245号) .....      | 1724 | ◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第24号) .....                        | 1748 |
| ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第246号)..... | 1725 | <b>上下水道局公告</b>                                       |      |
| ◇開発行為に関する工事の完了 (第247号) .....      | 1725 | ◇一般競争入札の執行 (第27号) .....                              | 1749 |
| ◇一般競争入札の執行 (第248号).....           | 1725 | ◇一般競争入札の執行 (第28号) .....                              | 1751 |
| ◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (第249号)..... | 1726 | ◇一般競争入札の執行 (第29号) .....                              | 1752 |
| ◇開発行為に関する工事の完了 (第250号) .....      | 1727 | ◇一般競争入札の執行 (第30号) .....                              | 1753 |
| ◇公募型プロポーザルの実施 (第251号) .....       | 1727 | ◇一般競争入札の執行 (第31号) .....                              | 1754 |
| <b>公告 (調達)</b>                    |      | <b>病院局公告</b>   |      |
| ◇落札者等の公示 (第271号).....             | 1728 | ◇一般競争入札の執行 (第21号) .....                              | 1756 |
| ◇落札者等の公示 (第272号).....             | 1728 | ◇一般競争入札の執行 (第22号) .....                              | 1757 |
| ◇落札者等の公示 (第273号).....             | 1728 | <b>病院局公告 (調達)</b>                                    |      |
| ◇一般競争入札の公告 (第274号).....           | 1729 | ◇一般競争入札の公告 (第7号) .....                               | 1759 |
| ◇落札者等の公示 (第275号).....             | 1731 | <b>教育委員会告示</b>                                       |      |
| ◇落札者等の公示 (第276号).....             | 1731 | ◇教育委員会定例会の招集 (第10号) .....                            | 1760 |
| ◇一般競争入札の執行 (第277号).....           | 1731 | ◇教育委員会定例会の議事事項の追加 (第11号) .....                       | 1761 |
| ◇一般競争入札の公告 (第278号).....           | 1733 | ◇川崎市重要歴史記念物の指定 (第12号) .....                          | 1761 |
| ◇一般競争入札の執行 (第279号).....           | 1736 | <b>人事委員会公告</b>                                       |      |
| ◇落札者等の公示 (第280号).....             | 1738 | ◇平成30年度川崎市職員 (大学卒程度・薬剤師・獣医師・保健師) 採用試験の実施 (第2号) ..... | 1761 |
| ◇落札者等の公示 (第281号).....             | 1738 | <b>職員共済組合公告</b>                                      |      |
| ◇一般競争入札の執行 (第282号).....           | 1738 | ◇川崎市職員共済組合組合会議員選挙の執行 (第7号) .....                     | 1770 |
| ◇落札者等の公示 (第283号).....             | 1740 |  |      |
| ◇落札者等の公示 (第284号).....             | 1740 |  |      |
| ◇一般競争入札の公告 (第285号).....           | 1740 |  |      |
| <b>税公告</b>                        |      |  |      |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第89号) .....     | 1746 |  |      |

**中原区告示**

- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効  
(中原区第1号) ..... 1770

**川崎区公告**

- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(川崎区第43号) ..... 1770
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(川崎区第44号) ..... 1770
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(川崎区第45号) ..... 1770
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(川崎区第46号) ..... 1771

**幸区公告**

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(幸区第18号) ..... 1771
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(幸区第19号) ..... 1771

**中原区公告**

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(中原区第21号) ..... 1771
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(中原区第22号) ..... 1772
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(中原区第23号) ..... 1772
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(中原区第24号) ..... 1772

**高津区公告**

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(高津区第24号) ..... 1772
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(高津区第25号) ..... 1773
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(高津区第26号) ..... 1773

**宮前区公告**

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(宮前区第29号) ..... 1773

**多摩区公告**

- ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄  
本)の公示送達(多摩区第29号) ..... 1773
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(多摩区第30号) ..... 1774
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(多摩区第31号) ..... 1774
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(多摩区第32号) ..... 1774

**麻生区公告**

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(麻生区第22号) ..... 1774

- ◇国民健康保険料に係る配当計算書  
(謄本)の公示送達(麻生区第23号) ..... 1775
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(麻生区第24号) ..... 1775

**規 則**

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月27日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第44号**

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の  
公務災害補償等に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年川崎市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条の2関係)

年金補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の  
最低限度額及び最高限度額

| 年齢階層       | 最低限度額  | 最高限度額   |
|------------|--------|---------|
| 20歳未満      | 4,748円 | 13,284円 |
| 20歳以上25歳未満 | 5,377円 | 13,284円 |
| 25歳以上30歳未満 | 5,967円 | 14,255円 |
| 30歳以上35歳未満 | 6,304円 | 17,353円 |
| 35歳以上40歳未満 | 6,673円 | 19,286円 |
| 40歳以上45歳未満 | 6,926円 | 21,393円 |
| 45歳以上50歳未満 | 7,020円 | 23,905円 |
| 50歳以上55歳未満 | 6,812円 | 25,257円 |
| 55歳以上60歳未満 | 6,313円 | 24,859円 |
| 60歳以上65歳未満 | 5,142円 | 19,726円 |
| 65歳以上70歳未満 | 3,930円 | 15,291円 |
| 70歳以上      | 3,930円 | 13,284円 |

別表第3中「105,130円」を「105,290円」に、「57,110円」を「57,190円」に、「52,570円」を「52,650円」に、「28,560円」を「28,600円」に改める。

第11号様式の2注意事項第4項中「57,110円」を「57,190円」に、「28,560円」を「28,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定（20歳以上25歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項（最低限度額に係る部分に限る。）並びに25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項及び40歳以上45歳未満の項に係る部分に限る。）は、平成30年4月1日（以下この項及び第4項において「適用日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

3 新規則別表第1の規定（20歳未満の項及び45歳以上50歳未満の項並びに20歳以上25歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項（最高限度額に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）は、平成30年5月1日（以下この項において「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

4 新規則別表第3の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

5 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第45号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「株式会社八千代銀行  
横浜信用金庫  
株式会社東京都民銀行

を

「株式会社きらぼし銀行  
横浜信用金庫

に改める。

別表第4中

|            |       |                   |
|------------|-------|-------------------|
| 株式会社八千代銀行  | 登戸支店  | 川崎市多摩区登戸1,874番地   |
| 横浜信用金庫     | 川崎支店  | 川崎市幸区中幸町4丁目51番地2  |
| 株式会社東京都民銀行 | 梶ヶ谷支店 | 川崎市高津区末長1丁目44番14号 |

を

|            |      |                  |
|------------|------|------------------|
| 株式会社きらぼし銀行 | 登戸支店 | 川崎市多摩区登戸1,874番地  |
| 横浜信用金庫     | 川崎支店 | 川崎市幸区中幸町4丁目51番地2 |

に改める。

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第46号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年川崎市規則第86号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成30年5月24日」を「平成33年5月24日」に改める。

附則別表中「6ミリグラム」を「3ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、平成30年5月25日から施行する。

**告 示**

**川崎市告示第262号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月17日から平成30年5月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名            | 区 間   | 敷地の幅員<br>(m)      | 延 長<br>(m) | 備考 |
|------|----------------|---|-------------------|------------|----|
| 旧    | 子 母 口<br>第46号線 | 川崎市高津区子母口<br>157番6先<br>-----<br>川崎市高津区子母口<br>155番6先 | 1.82<br>～<br>2.91 | 35.80      |    |
| 新    | 子 母 口<br>第46号線 | 川崎市高津区子母口<br>157番6先<br>-----<br>川崎市高津区子母口<br>159番6先 | 2.91<br>～<br>6.00 | 14.55      |    |

**川崎市告示第263号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月17日から平成30年5月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

| 路線名      | 供 用 開 始 の 区 間                               | 備考 |
|----------|---|----|
| 子母口第46号線 | 川崎市高津区子母口157番6先<br>-----<br>川崎市高津区子母口159番6先 |    |

**川崎市告示第264号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月17日から平成30年5月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名          | 区 間   | 敷地の幅員<br>(m) | 延 長<br>(m) | 備考 |
|------|--------------|---|--------------|------------|----|
| 旧    | 千 年<br>第89号線 | 川崎市高津区千年<br>367番2先<br>-----<br>川崎市高津区千年<br>367番2先   | 3.82         | 18.17      |    |
| 新    | 千 年<br>第89号線 | 川崎市高津区千年<br>367番28先<br>-----<br>川崎市高津区千年<br>367番27先 | 4.00         | 18.17      |    |

**川崎市告示第265号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月17日から平成30年5月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

| 路線名     | 供 用 開 始 の 区 間                               | 備考 |
|---------|---|----|
| 千年第89号線 | 川崎市高津区千年367番28先<br>-----<br>川崎市高津区千年367番27先 |    |

**川崎市告示第266号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月17日から平成30年5月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名           | 区 間   | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | 備考 |
|------|---------------|---|----------|-------|----|
| 旧    | 新 作<br>第116号線 | 川崎市高津区新作<br>2丁目1552番5先<br>-----<br>川崎市高津区新作<br>2丁目1552番5先 | 3.03     | 5.40  |    |
| 新    | 新 作<br>第116号線 | 川崎市高津区新作<br>2丁目1552番6先<br>-----<br>川崎市高津区新作<br>2丁目1552番7先 | 3.51     | 5.40  |    |

川崎市告示第267号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月17日から平成30年5月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

| 路線名      | 供用開始の区間   | 備考 |
|----------|---|----|
| 新作第116号線 | 川崎市高津区新作2丁目1552番6先<br>-----<br>川崎市高津区新作2丁目1552番7先 |    |

川崎市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年4月19日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたの

で、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

平成30年4月19日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年4月19日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年4月19日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年4月19日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたの

で、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

平成30年4月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第274号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年4月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第275号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年4月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第276号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年4月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第277号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療

支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年4月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第278号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年4月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第279号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成30年4月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

##### 1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区東田町5番地3

ホンマビル4階

弁護士法人ASK 市役所通り法律事務所

名 称 弁護士 伊 藤 諭

##### 2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 川崎市告示第280号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成30年4月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

##### 1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区駅前本町3番地1

NMF川崎東口ビル11階

川崎ふたば法律事務所

名 称 弁護士 中 澤 陽 子

##### 2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

**川崎市告示第281号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成30年 4月20日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 川崎市川崎区東田町8番地  
パレール三井ビルディング11階1101号室  
川崎ひかり法律事務所  
名 称 弁護士 畑 裕 士
- 2 委託期間  
平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

**川崎市告示第282号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年 4月20日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用
 

|         |         |
|---------|---------|
| 自転車     | 2,500円  |
| 原動機付自転車 | 5,000円  |
| 自動二輪車   | 10,000円 |
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない

ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

**川崎市告示第283号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年 4月24日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用
 

|         |         |
|---------|---------|
| 自転車     | 2,500円  |
| 原動機付自転車 | 5,000円  |
| 自動二輪車   | 10,000円 |
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

**川崎市告示第284号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年 4月24日から平成30年 5月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年 4月24日



川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名       | 区 間  | 敷地の幅員(m)          | 延長(m)  | 備考 |
|------|-----------|--|-------------------|--------|----|
| 旧    | 千代ヶ丘第29号線 | 川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目15番7先<br>-----<br>川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目15番7先  | 1.21              | 137.03 |    |
| 新    | 千代ヶ丘第29号線 | 川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目15番24先<br>-----<br>川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目15番8先 | 2.61<br>～<br>2.76 | 137.03 |    |

川崎市告示第285号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月24日から平成30年5月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 路線名       | 供用開始の区間  | 備考 |
|-----------|--|----|
| 千代ヶ丘第29号線 | 川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目15番24先<br>-----<br>川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目15番8先 |    |

川崎市告示第286号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月24日から平成30年5月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名       | 区 間  | 敷地の幅員(m)          | 延長(m) | 備考 |
|------|-----------|--|-------------------|-------|----|
| 旧    | 岡 上第139号線 | 川崎市麻生区岡上363番3先<br>-----<br>川崎市麻生区岡上363番3先  | 4.00              | 32.15 |    |
| 新    | 岡 上第139号線 | 川崎市麻生区岡上363番15先<br>-----<br>川崎市麻生区岡上363番5先 | 4.13<br>～<br>4.17 | 32.15 |    |

川崎市告示第287号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年4月24日から平成30年5月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 路線名       | 供用開始の区間                                    | 備考 |
|-----------|--|----|
| 岡 上第139号線 | 川崎市麻生区岡上363番15先<br>-----<br>川崎市麻生区岡上363番5先 |    |

川崎市告示第288号

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令代16号）第158条第1項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
東京都千代田区一番町25番地  
地方公共団体情報システム機構
- 2 委託する事務の種類  
コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料徴収及び収納事務委託
- 3 委託する期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

川崎市告示第289号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成30年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 届出の状況
  - (1) 個人情報ファイル（新規）
 

|      |    |
|------|----|
| ア 市長 | 1件 |
|------|----|
  - (2) 個人情報ファイル（変更）
 

|             |     |
|-------------|-----|
| ア 市長        | 17件 |
| イ 上下水道事業管理者 | 1件  |

- ウ 消防長 4件
- (3) 個人情報ファイル(廃止)
- ア 市長 3件
- イ 選挙管理委員会 1件
- ウ 農業委員会 1件
- 2 届出書  
別紙のとおり(省略)

川崎市告示第290号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年4月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
- (1) 外部提供
- ア 市長 3件
- 2 届出書  
別紙のとおり(省略)

川崎市告示第291号

川崎市市民文化局刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、川崎市市民文化局刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成30年4月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地：東京都目黒区下目黒一丁目1番11号  
目黒東洋ビル4階  
名称：アクティオ株式会社
- 2 委託する事務の種類  
川崎市市民文化局刊行物の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

川崎市告示第292号

小黒恵子童謡歌集の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、小黒恵子童謡歌集の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成30年4月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地：川崎市中原区井田杉山町24-8  
名称：特定非営利活動法人アクト川崎
- 2 委託する事務の種類  
小黒恵子童謡歌集の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

川崎市告示第293号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画特別緑地保全地区の変更  
(久末竈場谷特別緑地保全地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分  
なし
- (2) 削除する部分  
なし
- (3) 変更する部分  
川崎市 高津区 久末地内
- 3 縦覧場所  
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第294号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成17年川崎市告示第260号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届け出た地縁による団体
- (1) 名称  
片平町内会
- (2) 主たる事務所  
川崎市麻生区片平5丁目11番10号
- (3) 代表者の氏名  
中山厚夫
- (4) 代表者の住所  
川崎市麻生区片平5丁目2番6号
- 2 変更事項及びその内容
- (1) 代表者の氏名

「土方 亨」を「中山 厚夫」に改める。

(2) 代表者の住所

「川崎市麻生区片平1852番地」を「川崎市麻生区片平5丁目2番6号」に改める。

## 税 告 示

### 川崎市税告示第4号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正しますので、同条例第23条の6第4項の規定により告示します。

平成30年4月19日

川崎市長 福田紀彦

表中

|  |                             |                          |
|--|-----------------------------|--------------------------|
| 特定非営利活動法人キーパーソン21（川崎市中原区新丸子東三丁目1100番地12 かわさき市民活動センターブス番号1） | 左に掲げるもの特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金 | 平成25年5月31日から平成30年5月30日まで |
|--|-----------------------------|--------------------------|

を

|  |                             |                          |
|--|-----------------------------|--------------------------|
| 特定非営利活動法人キーパーソン21（川崎市中原区新丸子東三丁目1100番地12 かわさき市民活動センターブス番号1） | 左に掲げるもの特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金 | 平成25年5月31日から平成35年5月30日まで |
|--|-----------------------------|--------------------------|

に改める。

（別紙省略）

## 公 告

### 川崎市公告第233号

鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（供用時その1）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成30年4月16日

川崎市長 福田紀彦

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

鹿島田駅西部地区再開発株式会社

代表取締役 山川 秀明

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

高層建築物の新設（第1種行為）

住宅団地の新設（第2種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

3 事後調査報告書（供用時その1）の要旨

第1章 指定開発行為の概要

1 事後調査実施者（指定開発行為者）

2 指定開発行為の名称及び種類

3 指定開発行為を実施する区域

4 指定開発行為の目的及び内容

5 指定開発行為の実施状況

6 環境保全のための措置の実施状況

第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要

1 事後調査の目的

2 事後調査の内容

3 調査実施者（業務受託者）

第3章 事後調査結果（風害）

1 調査の目的

2 調査位置

3 調査時期

4 調査方法

5 調査結果

6 調査結果の検証結果及び以後講ずる措置

4 事後調査報告書（供用時その1）の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

平成30年4月16日（月）から平成30年5月15日（火）まで

土曜日、日曜日及び祝日は除きます

ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います

(2) 場所

本庁（環境局環境評価室）及び幸区役所、幸区役所日吉出張所

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

## 川崎市公告第234号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月16日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名  | 市道宮崎100号線道路補修(打換)工事 |
|            | 履行場所   | 川崎市宮前区宮崎176番地先      |
|            | 履行期限   | 契約の日から90日間          |
| 参加資格       | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。<br>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。<br>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 |                     |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2099   |                     |
| 入札日時等      | 平成30年5月9日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)   |                     |
| 入札保証金      | 免  |                     |
| 契約書作成      | 要  |                     |
| 入札の無効      | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |                     |
| その他        | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>   |                     |

(案件2)

|            |  |                           |
|------------|--|---------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名  | 宮前区内市道登戸野川線(V)舗装道補修(切削)工事 |
|            | 履行場所   | 川崎市宮前区宮崎5丁目1番地先           |
|            | 履行期限   | 契約の日から90日間                |
| 参加資格       | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。<br>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。<br>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。<br>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 |                           |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2099   |                           |
| 入札日時等      | 平成30年5月9日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)   |                           |
| 入札保証金      | 免  |                           |
| 契約書作成      | 要  |                           |

|       |  |
|-------|--|
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a> |

**川崎市公告第235号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年4月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区菅生2丁目1981番16  
ほか11筆の一部（第2工区）  
5,311平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17  
株式会社 成建  
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：41戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成28年11月22日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第127号  
平成29年12月12日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第122号（変更）

**川崎市公告第236号**

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年4月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
川崎ルフロン  
川崎市川崎区日進町1番11, 12, 16, 19
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
取締役社長 池谷 幹男  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

**(変更前)**

|   | 名 称            | 代表者              | 住 所                |
|---|----------------|------------------|--------------------|
| ① | 渡辺 信義          | —                | 横浜市旭区若葉台一丁目4番301   |
| ② | 株式会社丸井         | 取締役社長<br>青井 浩    | 東京都中野区中野四丁目3番2号    |
| ③ | 株式会社タカラトレーディング | 代表取締役<br>加瀬 孝志   | 東京都八王子市堀之内三丁目33番4号 |
| ④ | ゼビオ株式会社        | 代表取締役<br>諸橋 友良   | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号   |
| ⑤ | 株式会社バルス        | 代表取締役<br>高島 郁夫   | 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 |
| ⑥ | —              | —                | —                  |
| ⑦ | 株式会社スリーエフ      | 代表取締役社長<br>山口 浩志 | 横浜市中区日本大通17番地      |

**他計19者****(変更後)**

|   | 名 称            | 代表者              | 住 所                 |
|---|----------------|------------------|---------------------|
| ① | —              | —                | —                   |
| ② | —              | —                | —                   |
| ③ | 株式会社タカラトレーディング | 代表取締役<br>怡土 公一   | 東京都八王子市堀之内三丁目33番4号  |
| ④ | 株式会社ヴィクトリア     | 代表取締役<br>諸橋 友良   | 東京都千代田区神田小川町三丁目4番地2 |
| ⑤ | 株式会社FrancFranc | 代表取締役<br>高島 郁夫   | 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号  |
| ⑥ | エルソニック株式会社     | 代表取締役<br>稲葉 京太郎  | 大阪府吹田市豊津町18-13      |
| ⑦ | 株式会社ローソン       | 代表取締役社長<br>竹増 貞信 | 東京都品川区大崎一丁目11番2号    |

**他計18者****4 変更の年月日**

- ①平成30年3月25日 ②平成30年1月14日  
③平成30年1月12日  
④平成29年9月1日 ⑤平成29年9月1日  
⑥平成29年6月12日  
⑦平成29年6月1日

**5 変更する理由**

小売業を行う者の代表者及び名称の変更並びに小売店舗の入れ替えのため。

**6 届出の年月日**

- 平成30年 3月30日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課  
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
平成30年 4月18日から平成30年 8月18日までの午前  
8時30分から午後 5時まで。ただし、土曜日、日曜日  
及び祝日を除く。
- 9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店  
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた  
め配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公

告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出に  
より、これを述べることができます。

- 10 意見書の提出期限及び提出先  
平成30年 8月18日  
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第237号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成30年 4月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件 1)

|                |   |                       |
|----------------|---|-----------------------|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名   | 北部市場関連棟店舗等シャッター更新工事   |
|                | 履 行 場 所   | 川崎市宮前区水沢 1 丁目 1 番 1 号 |
|                | 履 行 期 限   | 契約の日から平成30年11月30日まで   |
| 参 加 資 格        | (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」種目「シャッター取付」で登録されている者。<br>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。<br>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(8) 建具工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(9) 主任技術者(業種「建具」)を専任で配置できること。<br>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 |                       |
| 契約条項を<br>示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地)<br>電話番号 044-200-2100  |                       |
| 入札日時等          | 平成30年 5月14日 14時30分(砂子平沼ビル 7 階入札室)   |                       |
| 入札保証金          | 免   |                       |
| 契約書作成          | 要   |                       |
| 入札の無効          | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。   |                       |
| そ の 他          | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。   |                       |

(案件 2)

|                |   |                     |
|----------------|---|---------------------|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名   | 橘中学校体育館改修電気その他設備工事  |
|                | 履 行 場 所   | 川崎市高津区千年1300番地      |
|                | 履 行 期 限   | 契約の日から平成30年11月29日まで |
| 参 加 資 格        | (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 |                     |

|            |   |
|------------|---|
| 参 加 資 格    | <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2100  |
| 入札日時等      | 平成30年5月21日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)  |
| 入札保証金      | 免   |
| 契約書作成      | 要   |
| 入札の無効      | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。   |
| そ の 他      | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。   |

## (案件3)

|            |  |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 栗木台小学校屋外階段増築その他工事  |
|            | 履 行 場 所 川崎市麻生区栗木台5丁目15番1号  |
|            | 履 行 期 限 契約の日から平成30年11月15日まで  |
| 参 加 資 格    | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「建築」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2100   |
| 入札日時等      | 平成30年5月21日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)   |
| 入札保証金      | 免  |
| 契約書作成      | 要  |
| 入札の無効      | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |
| そ の 他      | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。  |

## (案件4)

|                |   |
|----------------|---|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名 金程小学校トイレ改修その他工事   |
|                | 履 行 場 所 川崎市麻生区金程2丁目10番1号  |
|                | 履 行 期 限 契約の日から平成30年10月31日まで   |
| 参 加 資 格        | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> |
| 契約条項を<br>示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）<br>電話番号 044-200-2100  |
| 入札日時等          | 平成30年6月1日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）   |
| 入札保証金          | 免   |
| 契約書作成          | 要   |
| 入札の無効          | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。   |
| そ の 他          | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。   |

## (案件5)

|                |  |
|----------------|--|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名 南大師中学校ほか1校校舎改修その他工事  |
|                | 履 行 場 所 川崎市川崎区四谷上町24番1号ほか1校  |
|                | 履 行 期 限 契約の日から平成30年11月30日まで  |
| 参 加 資 格        | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> |



|            |  |
|------------|--|
| 参加資格       | (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。<br>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2100   |
| 入札日時等      | 平成30年6月1日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)  |
| 入札保証金      | 免  |
| 契約書作成      | 要  |
| 入札の無効      | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |
| その他        | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。  |

**川崎市公告第238号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市高津区久地一丁目340番1  
ほか2筆  
1,053平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
株式会社オープンハウス・ディベロップメント  
代表取締役 福岡 良介
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：12戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年11月7日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第100号

**川崎市公告第239号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年4月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区栗木字二号291番4  
の一部 ほか6筆  
9,919平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市麻生区栗木3丁目12番1号  
学校法人 桐光学園  
理事長 小塚 良雄
- 3 予定建築物の用途  
学校(プール及びグラウンド等)  
計画戸数：4戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年8月18日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第62号  
平成29年10月20日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第94号(変更)  
平成30年3月15日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第164号(変更)

**川崎市公告第240号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

## (案件1)

|                |   |                   |
|----------------|---|-------------------|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名   | 市道明津2号線道路補修(打換)工事 |
|                | 履 行 場 所   | 川崎市高津区明津186番地先    |
|                | 履 行 期 限   | 契約の日から90日間        |
| 参 加 資 格        | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。<br>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。<br>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 |                   |
| 契約条項を<br>示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2099  |                   |
| 入札日時等          | 平成30年5月14日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)   |                   |
| 入札保証金          | 免   |                   |
| 契約書作成          | 要   |                   |
| 入札の無効          | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。   |                   |
| そ の 他          | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>  |                   |

## (案件2)

|                |  |                     |
|----------------|--|---------------------|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名  | 市道野川171号線道路補修(打換)工事 |
|                | 履 行 場 所  | 川崎市宮前区野川3028番地先他1箇所 |
|                | 履 行 期 限  | 契約の日から90日間          |
| 参 加 資 格        | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。<br>(6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)<br>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。<br>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 |                     |
| 契約条項を<br>示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2099   |                     |
| 入札日時等          | 平成30年5月14日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)  |                     |
| 入札保証金          | 免  |                     |

|       |  |
|-------|--|
| 契約書作成 | 要  |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a> |

## 川崎市公告第241号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件名 平成30年度川崎市ホームページ品質向上  
支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室等

(3) 履行期限 契約締結日から平成31年3月29日まで

(4) 業務概要

本市ホームページは、平成24年度のリニューアルにより、障害のある方や高齢の方でも情報を取得しやすいウェブアクセシビリティに配慮したものとなりましたが、総務省が求めるウェブアクセシビリティの国内標準規格 J I S X 8341-3 : 2016の「適合レベルAA準拠」を引き続き満たすには、定期検証や改善作業、職員研修などの継続した取組が必須です。

平成28年4月の障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティに関する J I S 基準及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の示す自治体サイト運用モデルの改定により、こうした対応の重要性は一層増しています。

本業務は、ホームページの品質を維持・向上し、ウェブアクセシビリティを担保するための定期検証や改善作業、職員研修などを実施するものです。詳細は、委託仕様書によります。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務 他電算関連業務」種目「その他電算関連業務」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 「仕様書 6 受託者の条件」について、これらを全て誠実に履行した実績を有し、かつ、この役務を確実に履行することができること。

## 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)にある類似の契約実績を証する書類(契約書及び仕様書の写し等業務内容がわかるもの、HTML数3万ページを超えるホームページであることについて、客観的に確認できる資料)を持参により提出してください。

・「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

なお、入札説明会は実施しません。

## (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室広報担当

電 話 044-200-3606

F A X 044-200-3915

e-mail 17hoso@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

平成30年4月25日(水)から平成30年5月8日(火)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 提出方法 持参

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)に同じ

(2) 日時 平成30年5月9日(水)午後1時から  
午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電

子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで送信します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

平成30年4月25日(水)から平成30年5月8日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年5月9日(水)の午前8時30分から正午までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。

持参先等は3(1)と同じ。

なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成30年5月10日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年5月21日(月)午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは3に記載)及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じ。

川崎市公告第242号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 王禅寺処理センター灰ピット点検清掃業務委託

(2) 履行場所 王禅寺処理センター：  
川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 契約日から平成30年7月31日(火)まで

(4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている灰ピットの灰貯留機能を正常に維持するために必要な点検清掃業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、灰ピット点検清掃業務委託の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務に必要な以下の有資格者を配置すること。また、当該有資格者との雇用関係を証明できる書類を提出すること。
  - ・足場の組立て等作業主任者
  - ・酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者
  - ・ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

### 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
〒215-0013  
川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター  
技術係 眞鍋、斎藤  
電話 044-966-6135  
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
平成30年4月25日(水)から平成30年5月8日(火)9時から17時まで  
(日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (4) 提出書類  
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し  
イ 上記2(5)の資格証の写し及び雇用関係を証明可能な書類

### 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成30年5月16日(水)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際

に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年5月16日(水)9時から17時まで  
(12時から13時の間は除く。)

### 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
平成30年5月16日(水)から平成30年5月21日(月)9時から17時まで(日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出すること。
- (3) 質問受付方法  
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-951-0314  
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法  
平成30年5月22日(火)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

### 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

### 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時  
平成30年5月24日(木)10時00分
- (3) 入札・開札の場所  
川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター 3階会議室
- (4) 入札書の提出方法  
持参(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

### 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第243号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
浮島処理センター資源化処理施設揮発性有機化合物測定調査業務委託
- (2) 履行場所  
浮島処理センター資源化処理施設
- (3) 履行期間  
履行期間 契約日から平成31年3月20日まで
- (4) 業務概要  
本業務は、有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課、平成23年3月）（以下「マニュアル」という。）に基づき、浮島処理センター資源化処理施設（以下「浮島資源化処理施設」という。）から排出される揮発性有機化合物濃度の測定を実施するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「計量証明」で登録されている者。
- (4) 過去2年間で揮発性有機化合物測定調査業務に関して測定及び計量証明書の作成実績があり、契約書の写しまたは自社で測定した測定結果が記載された計量証明書等の写しを提出できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配

布・閲覧・提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び揮発性有機化合物測定調査業務の契約実績等を証する書類を提出しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。（持参以外は無効となります。）

配布・提出・仕様書等閲覧場所・閲覧期間及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 長田、三澤

電話 044-200-2540（直通）、

F A X 044-200-3923

平成30年4月25日（水）～平成30年5月8日（火）

9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日ならびに12時～13時の間は除く。）

※競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付  
3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を平成30年5月16日（水）までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、次のとおり直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日  
平成30年 5月16日（水）9時～17時  
（12時～13時の間は除く。）

- (2) 交付場所  
3(1)に同じ

5 質問書の配布・受付・回答

- (1) 配布場所  
3(1)に同じ
- (2) 配布期間  
平成30年4月25日（水）～平成30年5月8日（火）  
9時～17時  
（土曜日、日曜日及び祝日ならびに12時～13時の間は除く。）
- (3) 質問受付日  
平成30年 5月16日（水）～平成30年5月17日（木）  
9時～17時  
（12時～13時の間は除く。）

- (4) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(5) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

- ア 持参 3(1)に同じ
- イ 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
- ウ FAX 044-200-3923

(6) 回答方法

平成30年5月18日(金)  
 全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
  - ア 入札日時 平成30年5月24日(木) 13時30分
  - イ 入札場所  
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
- (3) 入札書の提出方法  
持参とします。(持参以外は無効となります。)
- (4) 入札保証金  
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。  
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) にて閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入力するための窓口 3(1)に同じ。
- (3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

以上

川崎市公告第244号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
 平成30年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

|            |  |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 小杉町ポンプ場非常用発電機更新工事  |
|            | 履行場所 川崎市中原区小杉町2丁目271番地先  |
|            | 履行期限 契約の日から180日間   |
| 参加資格       | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「屋内電気設備」ランク「B」で登録されている者。<br>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。<br>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 |

|            |   |
|------------|---|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等      | 平成30年5月16日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)                                    |
| 入札保証金      | 免   |
| 契約書作成      | 要   |
| 入札の無効      | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。                                 |
| その他        | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。                                   |

(案件2)

|            |   |
|------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 (仮称) 大島・大島乳児保育園及び地域子育て支援センターむかい新築昇降機設備工事   |
|            | 履行場所 川崎市川崎区大島4丁目17番1  |
|            | 履行期限 契約の日から平成31年7月17日まで   |
| 参加資格       | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。<br>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。<br>(8) 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。<br>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2100   |
| 入札日時等      | 平成30年5月21日 14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)   |
| 入札保証金      | 免   |
| 契約書作成      | 要   |
| 入札の無効      | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。   |
| その他        | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。   |

川崎市公告第245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区宮崎一丁目13番17  
ほか1筆の一部  
1,883平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区馬絹6丁目3番6

田邊 江里子

- 3 予定建築物の用途  
有料老人ホーム

計画戸数: 1戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成28年12月2日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第137号  
平成29年7月19日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第53号(変更)  
平成30年3月23日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第169号(変更)



**川崎市公告第246号**

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条  
 第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が  
 なされたので、同法第6条第3項の規定において準用す  
 る同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。  
 平成30年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ホームセンターコーナン川崎小田栄店  
 川崎市川崎区小田栄二丁目1番1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住  
 所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 芙蓉総合リース株式会社  
 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号  
 代表取締役 辻田 泰徳
- 3 変更する事項  
 大規模小売店舗を設置する者の住所  
 (変更前)  
 ・東京都千代田区三崎町三丁目3番23号  
 (変更後)  
 ・東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 4 変更年月日  
 平成30年1月1日
- 5 届出の年月日  
 平成30年4月17日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所  
 経済労働局産業振興部商業振興課  
 (川崎フロンティアビル10階)
- 7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
 平成30年4月27日から平成30年8月27日までの午前  
 8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日  
 及び祝日を除く。
- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店  
 舗を設置する者がその周辺の地  
 域の生活環境保持のために配慮すべき事項について

(案件1)

|                |   |                                   |
|----------------|---|-----------------------------------|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名   | 平成30年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その4) |
|                | 履 行 場 所   | 川崎市多摩区登戸地区                        |
|                | 履 行 期 限   | 平成30年8月31日限り                      |
| 参 加 資 格        | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者<br>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業<br>者であること。 |                                   |

意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川  
 崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることがで  
 きます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先  
 平成30年8月27日  
 川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

**川崎市公告第247号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の  
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公  
 告します。

平成30年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
 川崎市東有馬一丁目2470番1  
 ほか7筆の一部  
 1,310平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 川崎市麻生区上麻生一丁目13番6号  
 有限会社 アノン  
 代表取締役 難波 達
- 3 予定建築物の用途  
 一戸建ての住宅  
 計画戸数：8戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
 平成29年9月14日  
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第77号  
 平成30年2月27日  
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第154号(変更)  
 平成30年4月16日  
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第3号(変更)

**川崎市公告第248号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

|            |   |
|------------|---|
| 参加資格       | (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。       |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等      | 平成30年5月31日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)                                     |
| 入札保証金      | 免   |
| 契約書作成      | 要   |
| 入札の無効      | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。                                 |
| その他        | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。                                   |

## (案件2)

|            |   |
|------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 道路台帳調書補正委託  |
|            | 履行場所 川崎市内   |
|            | 履行期限 平成31年1月31日限り   |
| 参加資格       | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者<br>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。<br>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「地図調製」で登録されている者。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話番号 044-200-2097   |
| 入札日時等      | 平成30年5月31日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)   |
| 入札保証金      | 免   |
| 契約書作成      | 要   |
| 入札の無効      | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。   |
| その他        | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。   |

## 川崎市公告第249号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第  
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成30年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請のあった年月日  | 特定非営利活動法人の名称                          | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地                          | 定款に記載された目的   |
|------------|---------------------------------------|-------|-------------------------------------|--|
| 平成30年4月11日 | 特定非営利活動法人<br>Future Dream Achievement | 成澤 俊輔 | 神奈川県川崎市川崎区<br>駅前本町15番地5<br>十五番館ビル9階 | この法人は、未就労者及び社会的弱者<br>に対して、雇用環境の構築・創出のため<br>の調査研究、非営利型融資及び雇用機会<br>の提供等を行い、雇用環境問題解決と地<br>域社会の活性化に寄与することを目的と<br>する。 |

**川崎市公告第250号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年 4月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市幸区南加瀬一丁目177番2  
ほかに2筆  
1,503平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
執行役員 横浜支店長 小西 英輔
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：12戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年11月22日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第112号

**川崎市公告第251号**

平成30年度かわさきグリーンイノベーションクラスター運営支援業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年 4月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型企画提案に関する事項
  - (1) 件 名 平成30年度かわさきグリーンイノベーションクラスター運営支援業務委託
  - (2) 業務事項
    - ア クラスターの運営に係る業務
    - イ セミナー等開催業務
    - ウ その他事務局運営業務
      - \* 業務の詳細については、別紙仕様書を参照してください。
  - (3) 委託期間 契約締結日～平成31年 3月29日
- 2 提案書の提出者の資格
  - (1) 次の条件をすべて満たしていること。
    - ア 企業の案件形成やビジネスマッチング支援に関するノウハウと実績がある者
    - イ フォーラム等の企画・運営に関するノウハウと実績がある者
    - ウ 法人格を有する者
    - エ NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2条別表19（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行う者、その他の法人にお

いては定款等により同様の事業目的が確認できる者  
オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

カ 企画提案説明会（仮）及び選考委員会（平成30年 6月13日予定）において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格者名簿に、業種を「調査・測定」、種目を「その他の調査・測定」で登録されていること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

ク 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

## 3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力・ネットワーク
- (4) 事業実績
- (5) 実施体制
- (6) 概算見積額のバランス

## 4 担当部局

川崎市経済労働局国際経済推進室

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電 話（直通） 044-200-2335

F A X 044-200-3920

メールアドレス：28keisu@city.kawasaki.jp

## 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配布期間 平成30年 4月27日（金）～5月17日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ

## 6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成30年 5月18日（金）正午必着
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）・電子メール

## 7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成30年 6月6日（水）正午必着
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書（10部）、業務実績（10部）、所要経費・概算見積書（1部）、団体

- 概要 (定款・パンフレット等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの) (10部)、直近の決算書 (1部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
- 要する。
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
- 4と同じ。
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額 7,935,000円  
(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
- 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。
- (3) その他
- ア 選考結果の発表は6月14日(木)を予定しています。
- イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領を御参照ください。

公 告 ( 調 達 )

川崎市公告(調達)第271号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
子ども・子育て支援システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
こども未来局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 神奈川支社  
支社長 木下 孝彦  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC
- 5 契約金額

55,101,600円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第272号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
子ども・子育て支援システム機器更新対応業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
こども未来局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月2日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 神奈川支社  
支社長 木下 孝彦  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC
- 5 契約金額  
225,416,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第273号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
福祉総合情報システム(2次)運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成30年4月1日

- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 アイネス 首都圏営業部  
部長 星川 博敬  
東京都千代田区三番町26番地
- 5 落札金額  
245,090,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特  
例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第274号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお  
り公告します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 件名  
システム連携基盤に係る機器等の賃貸借及び保守  
に関する契約
- (2) 履行場所  
本市の指定する場所
- (3) 履行期間  
平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 調達物品の概要  
詳細については「入札説明書」によります。
- 2 競争入札参加資格者に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて  
満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等  
有資格業者名簿の業種「リース」及び種目「事務用  
機器」であり、かつ、A、Bの等級に格付けされて  
いること。  
なお、有資格者名簿に登録のない者(入札参加業  
種に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部  
契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30  
年5月16日までにすること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指  
名停止等要綱による指名停止の措置を受けていない  
こと。
- (4) この調達物品について本市または他官公庁におい  
て類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量について、確実かつ速やか  
に納入することができること。

- (6) この調達物品の納入後、本市の求めに応じて、ア  
フターサービスを速やかに提供できること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及  
び問い合わせ先  
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争  
入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎9階  
総務企画局情報管理部システム管理課  
担当 中村、戸田  
電 話：044-200-2074(直通)  
FAX：044-200-3752  
E-Mail：17syskan@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
平成30年5月10日(木)から平成30年5月16日  
(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎  
日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後  
4時まで)
- (3) 提出物  
ア 一般競争入札参加資格確認申請書  
イ 上記2の各号を証明する資料  
ウ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等  
の写し  
エ 本業務の実施体制及び調達物品の納入スケジュ  
ール  
(納入スケジュールについては、納期を基準に  
可能な限り詳細な内容で作成願います。)
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法  
持参してください。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の  
交付  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に  
は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付  
します。
- (1) 交付場所及び問い合わせ先  
上記3(1)に同じ。
- (2) 交付日時  
平成30年5月24日(木)午前8時30分から正午ま  
で及び午後1時から午後4時まで
- (3) その他  
一般競争入札参加資格があると認められた者に  
は、入札説明書を無償交付します。また、入札説  
明書は上記3(1)の場所において平成30年5月24日  
(木)から平成30年5月30日(水)まで縦覧に供し  
ます。(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午  
前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時

まで)

## 5 競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加資格があると認められた者には、入札説明書を交付しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

### (1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

### (2) 交付日時

上記4(2)に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

### (1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

### (2) 問い合わせ期間

平成30年5月24日(木)から平成30年5月30日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

### (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、上記3(1)のFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、FAX・メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を担当まで御連絡ください。

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年6月8日(金)までに、全社あてにFAX又は電子メールにて送付します。

## 7 納入する商品説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)及びサーバ等機器構成一覧表を、平成30年5月23日(水)午後4時までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。

また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

## 8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

### (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 9 入札の手続等

### (1) 入札方法等

入札の方法は、総額での入札となります。また、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年6月19日(火) 午前11時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限 平成30年6月18日(月) 必着

イ 宛先 上記3(1)に同じ

なお、郵送による入札を行う場合は、「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便にて送付し必着のこと。郵送した日に上記3(1)の場所に必ず電話をしてください。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行なった入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 10 契約の手続き等

### (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

### (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を本市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
The contract for the lease and maintenance of server and software and other necessary equipment for the integrated-based computer system
- (2) Time-limit for tender:  
11:00 A.M 19 June 2018
- (3) Time-limit for tender by mail:  
18 June 2018
- (4) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
System Management Section  
Information Management Department  
General Affairs Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,  
Kanagawa 210-8577 Japan  
TEL:044-200-2074  
FAX:044-200-3752  
E-Mail:17syskan@city.kawasaki.jp

## 川崎市公告(調達)第275号

## 落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
平成30年度システム運用オペレーション業務委託契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5番地4
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 アイネス 首都圏営業部  
部長 星川 博敬  
東京都千代田区三番町26番地
- 5 契約金額  
101,347,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

## 川崎市公告(調達)第276号

## 落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
平成30年度後期高齢者医療システム運用保守業務委託契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5番地4
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 佐々木 智瑞  
川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル
- 5 契約金額  
32,645,268円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 川崎市公告(調達)第277号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
平成30年度情報セキュリティ監査業務委託
  - (2) 履行場所  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所内、その他本市が指定する場所
  - (3) 履行期間  
契約締結日から平成31年1月31日(木)まで
  - (4) 委託概要  
助言型の情報セキュリティ外部監査を実施するもの。詳細は、3(1)の場所で縦覧に供する「委託仕様書」によります。
- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に記載されていること。
  - (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 過去3年間に、本件と同程度の情報セキュリティ監査業務の実施経験があり、誠実に履行した実績を有し、かつ、本業務について確実に履行することができること。
  - (5) 経済産業省の情報セキュリティ監査企業台帳に登録されていること。
  - (6) ISO / IEC27001 (JIS Q 27001) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
  - (7) 3(1)の場所で縦覧に供する「委託仕様書」に定める監査人要件を満たす者が監査を行うこと。
  - (8) 監査対象となる情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書のほか、上記2の(4)~(7)を証する書類(写し可。なお、(7)を証する書類としては、情報セキュリティ監査業務実施者の取得資格及び経験年数が分かるもの)を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所第3庁舎9階ICT推進課  
総務企画局情報管理部ICT推進課  
情報セキュリティ・調整担当  
電話 044-200-2924(直通)  
FAX 044-200-3752  
電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp
  - (2) 配布・提出期間  
平成30年5月10日(木)から17日(木)までとします(8時30分から正午まで及び13時から17時15分まで(土日を除く。))。
  - (3) 提出方法  
持参又は郵送(いずれの場合も、平成30年5月17日(木)17時15分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に確実に到着する必要があります。)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時

- 平成30年5月18日(金)13時から17時15分まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所  
「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
  - (3) 入札説明書等の交付  
「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、入札説明書、仕様書等を交付します。交付の日時及び方法は、4(1)(ただし書きを含む。)と同じです。
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先  
「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
  - (2) 問合せ受付期間  
平成30年5月18日(金)から23日(水)までとします(8時30分から正午まで及び13時から17時15分まで(土日を除く。))。
  - (3) 問合せ方法  
問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上FAX、電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書をFAX又は電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。ただし、入札参加資格の無い者からの質問は、受け付けません。
  - (4) 回答  
平成30年5月25日(金)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、FAX又は電子メールで送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法  
ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとし、  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の8に相当する額(消費税額及び地方消費税)を加算した金額をもって落



札価格とするので、入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年5月30日(水)13時30分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告(調達)第278号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

ア 高規格救急自動車 4台

イ 消防ポンプ自動車 2台

ウ 救助工作車(Ⅱ型) 1台

エ 電源車 1台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

消防局の指定する場所(川崎市内)

(4) 納入期限

ア 平成31年1月18日

イ 平成31年2月8日

ウ 平成31年1月31日

エ 平成31年3月20日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年5月23日までに行ってください。

(4) 平成20年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

- (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

### 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

#### (1) 窓口での閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課  
担当 萩原  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2091

- イ 閲覧期間 平成30年5月10日～平成30年5月23日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、  
午後1時～午後5時

#### (2) インターネットでの閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

- イ 閲覧期間 平成30年5月10日～平成30年5月23日  
午前8時～午後8時

### 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

- 提出期間 平成30年5月10日～平成30年5月23日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

#### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

#### (2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

#### (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

### 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

### 6 発注課担当者

消防局総務部施設装備課 担当 関澤  
電話 044-223-2553

### 7 仕様書に関する質問・回答

#### (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

#### ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間

平成30年5月10日～平成30年5月25日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

#### イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間

平成30年5月10日～平成30年5月25日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」

の「入札参加手続関係」に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

## (2) 回答

ア 回答日 平成30年6月7日 17時まで

### イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

## 8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに平成30年6月7日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成30年6月7日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

## 9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 10 入札の手続等

### (1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

### ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限  
平成30年6月21日 午前10時00分

### イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成30年6月21日  
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室  
川崎市川崎区砂子1-7-4  
砂子平沼ビル7階

### ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成30年6月19日必着  
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

## (2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

## (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

## (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 11 契約の手続等

次により契約を締結します。

### (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
 

|                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| ① High-standard ambulance car   | 4units |
| ② Fire pump car                 | 2unit  |
| ③ Rescue work vehicle (TYPE II) | 1unit  |
| ④ Power supply car              | 1unit  |
- (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 21 June 2018
- (3) Contact point for the notice :
 

KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Asset Maintenance Department  
Finance Bureau  
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
TEL : 044-200-2091

川崎市公告(調達)第279号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。  
平成30年5月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
帰宅困難者一時滞在施設用無線機の賃貸借
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎ほか 38箇所
- (3) 履行期間  
平成30年7月1日から平成35年6月30日まで
- (4) 業務概要

入札説明書による。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び電子機器、通信機器等に関する同規模のリース契約の実績を証する書類を提出しなければなりません。

- (1) 問い合わせ先  
〒210-8577  
神奈川県川崎市川崎区宮本町1  
川崎市総務企画局危機管理室 担当：木内  
電話044-200-3553  
ファックス044-200-3972  
メール 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「入札情報」の”物品”-「入札公表・財政局」に掲載いたしますので、ダウンロードしてください。また、(1)の場所にて配布もいたします。

提出期間は、平成30年5月10日(木)から平成30年5月17日(木)までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日と日曜日を除きます。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メール

のアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

## (1) 日時

平成30年5月22日(火)

午後1時00分から午後5時まで

## (2) 場所

3(1)に同じ

## (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」-「入札情報」の”物品”-「入札公表・財政局」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)。なお、インターネットから入手できない方には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

なお、入札説明会は実施いたしません。

## 5 仕様に関する問い合わせ先

## (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

## (2) 質問受付期間

平成30年5月10日(木)から5月23日(水)午前8時30分から午後5時までの間とします。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

## (4) 質問受付方法

電子メールまたはファックスに限ります。

電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

ファックス 044-200-3972

## (5) 回答方法

平成30年5月28日(月)に、全社あてに文書(電子メールまたはファックス)で送付します。

## 6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います(入札書は4の一般競争入札参加資格確認通知書とともに配布いたします)。入札書は入札件名及び商号又

は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

イ 入札は5年間のリース総額で行います。入札者は見積ったリース月額108分の100に相当する金額に60を乗じた額により入札してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年5月30日(水) 午前10時

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎 7階

災害対策本部事務局室

## (3) 入札書の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金

免除(2(4)の条件を満たす必要があるため。)

## (2) 契約書作成の要否

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」-「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失

の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

**川崎市公告(調達)第280号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
平成30年度システム連携基盤機器更改に係る移行業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年3月6日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代表取締役社長 岩本 敏男  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 契約金額  
300,672,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告(調達)第281号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
消防指令システム等保守点検業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
消防局警防部指令課  
川崎市川崎区南町20番地7
- 3 落札者を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社 神奈川支社  
支社長 木下 孝彦

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC

- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)  
107,972,110円
- 6 相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告(調達)第282号**

入札公告

かわさきパラムーブメント普及啓発用ロゴ入りネックストラップ作製業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
かわさきパラムーブメント普及啓発用ロゴ入りネックストラップ作製業務委託
  - (2) 履行場所  
川崎市市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室(川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階)
  - (3) 履行期限  
契約日から平成30年11月30日まで
  - (4) 委託概要  
かわさきパラムーブメント啓発用のネックストラップの作製
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」及び地域区分市内で登載されていること。
  - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること
  - (5) 平成22年度以降に本市において普及啓発品等の作製業務委託実績のあるもの
- 3 競争入札参加申込書の配布  
次により、競争入札参加申込書及び入札説明書等を配布します。
  - (1) 配布場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局オリンピック・パラリンピック  
推進室 担当 田中

電話：044-200-0809

F A X：044-200-3599

E-Mail：20olypara@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

平成30年5月10日(木)から平成30年5月17日  
(木)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

4 競争入札参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次により所定の競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 3(1)に同じ
- (2) 提出期間 3(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参に限ります

5 仕様書の縦覧及び配布等

仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧します。

また、一般競争入札参加申込書の提出者に対しては、希望者に仕様書を無料交付します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成30年5月18日(金)までに電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、平成30年5月18日(金)に3(1)の場所へ午前9時から正午までと午後1時から午後5時の間に直接受取りに来るようお願いいたします。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

平成30年5月10日(木)から平成30年5月22日  
(火)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)のF A X番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

また、F A X・電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年5月23日(水)に、

全参加者宛てにF A X又は電子メールにて送付します。

8 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき

9 入札手続等

(1) 入札書

入札は、所定の入札書をもって行い、入札書の「件名」及び「商号又は名称」の項目に記載した内容を明記した封筒に入れて提出してください。

なお、郵送による入札は認めません。

(2) 入札方法等

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に記載してください。

ア 入札日時

平成30年5月29日(火) 午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

9(2)アと同じ

(5) 開札の場所

9(2)イと同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。

ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出してください。)

11 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意志がないものとみなします。

12 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第283号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

平成30年度川崎市立小学校自然教室運営委託

2 契約担当部局の名称及び所在地

教育委員会事務局学校教育部指導課

川崎市川崎区宮本町6番地

3 契約の相手方を決定した日

平成30年3月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

川崎市川崎区南町22番3号

京浜トラベルサービス株式会社

代表取締役 内藤 貴士

5 落札金額

70,921,099円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

平成30年1月25日

川崎市公告(調達)第284号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

平成30年度川崎市立中学校自然教室運営委託

2 契約担当部局の名称及び所在地

教育委員会事務局学校教育部指導課

川崎市川崎区宮本町6番地

3 契約の相手方を決定した日

平成30年3月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

川崎市川崎区南町22番3号

京浜トラベルサービス株式会社

代表取締役 内藤 貴士

5 落札金額

64,689,137円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

平成30年1月25日

川崎市公告(調達)第285号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に関する事項

(1) 件名

川崎市郵送請求事務センター運営管理業務委託

(2) 履行場所

麻生区役所柿生分庁舎内

川崎市郵送請求事務センター

(3) 履行期間



平成30年7月1日から平成32年6月30日まで

(4) 委託概要

証明書等郵送請求業務及び交付手数料等管理、  
収納業務

(詳細は入札説明書及び仕様書等によります。)

(5) 入札方法

価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。)により行います。

2 総合評価採用理由

当該業務では、その業務の特性から万全な個人情報の保護の徹底、証明書作成及び公金取扱いの正確性かつ効率性の確保が求められることから、企業としての個人情報の保護に向けた取組み、業務従事者に対する教育・研修の実施及び証明書作成や収納金管理業務等への効果的な要員配置・効率的な運営管理体制を重視しております。このため、入札価格に加えて、企業の業務履行にあたっての履行計画・体制等を総合的に評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札を採用します。

3 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5ヵ年において、本市又はその他の官公庁において種類及び規模を同じくする業務について契約を締結し履行した業務実績が2回以上あること(セットアップを除く)。

4 競争入札参加申込書の配布及び提出

競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

郵便番号 210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

戸籍・住民記録係

電 話 044-200-2111 (代表)

044-200-2342 (直通)

F A X 044-200-3912

メール 25koseki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年5月10日(木)から平成30年5月17日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書【様式1】

イ 履行実績を示す契約書の写し及び仕様書の写し

(4) 提出方法

直接持参

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付

参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を送付します。  
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

(2) 日時

平成30年5月18日(金)午前9時～午後4時  
(正午～午後1時を除く。)

(3) その他

競争入札参加資格が有ると認められた者には、入札説明書、仕様書等を無料交付します。また、入札説明書は4(1)の場所において平成30年5月10日(木)から平成30年5月17日(木)まで閲覧に供します。

6 入札説明会の実施

競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者を対象に入札説明会を実施します。

(1) 場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

戸籍・住民記録係

電話 044-200-2111 (代表)

044-200-2342 (直通)

(2) 日時

平成30年5月22日(火)

時間については、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者と別途調整します。

(3) その他

競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者は必ず入札説明会に出席するものとします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格が有ると認められた者が、開札前に上記3の各号のいずれかの条件を欠いたとき又は入

札説明会に参加しなかった場合は、競争入札参加資格を喪失します。

## 8 入札の日程

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 平成30年5月10日(木) | 入札公告                                  |
| 平成30年5月17日(木) | 入札参加申込締切り(競争入札参加申込書(添付書類を含む。))の提出     |
| 平成30年5月18日(金) | 入札参加資格確認通知書の交付                        |
| 平成30年5月22日(火) | 入札説明会(入札参加資格の有資格者が対象)                 |
| 平成30年5月28日(月) | 業務内容(仕様書等)及び総合評価落札方式評価項目算定資料に係る質問締切り  |
| 平成30年5月30日(水) | 業務内容(仕様書等)及び総合評価落札方式評価項目算定資料に係る質問への回答 |
| 平成30年6月4日(月)  | 入札書及び評価項目算定資料の提出締切り                   |
| 平成30年6月6日(水)  | 開札予定日                                 |
| 平成30年6月11日(月) | 落札者決定、結果公表                            |

## 9 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

### (1) 閲覧場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

戸籍・住民記録係

電話 044-200-2342

### (2) 閲覧期間

平成30年5月10日(木)から平成30年5月17日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く。)

## 10 業務内容(仕様書等及び算定資料)に係る質問・回答

### (1) 質問方法

当該案件に係る入札説明書に添付された質問書【様式2】により提出してください。なお、質問書提出期間・質問書提出場所及び回答日時・回答場所については、当該質問書で御確認ください。

### (2) 問合わせ先

6(1)と同じ

## 11 入札手続等

### (1) 入札書と算定資料等の提出

入札書・算定資料等は入札説明書に基づき作成し、入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入した「入札書」と「総合評価落札方式評価項目算定資料在中」と記載した封筒に封入した「算定資料」を一緒に郵送(書留郵便に限る。)又は直接持参により提出してください(直接持参する場合は事前に

御連絡ください。)

### ア 提出場所

6(1)と同じ

ただし、郵送の場合は、4(1)と同じ

### イ 提出書類

#### (ア) 入札書

所定の入札書に入札件名及び商号又は名称を記載し、封筒に入れて提出してください。なお、郵便等により提出する場合には、さらに、「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便により送付してください。

入札の方法は、総額での入札となります。月額委託料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を24ヶ月で乗じる方法で見積もりしてください。また、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### (イ) 算定資料

A4版で目次を除いて30ページ以内、様式は自由

#### (ウ) 業務履行実績

【様式3】を使用して、過去5年における業務履行実績を最大5件まで記入の上、履行実績の確認できる契約書の写し及び仕様書の写しを添付してください。

#### (エ) 個人情報保護・セキュリティ対策についての資料

【様式4】に記入の上、資格証、認定証の写しを添付してください。

### ウ 提出部数

算定資料は、(イ)、(ウ)、(エ)の順番に綴り、表紙に評価項目算定資料書(誓約書)【様式5】を付したものを「総合評価落札方式評価項目算定資料在中」と記載した封筒に入れて1部及びその写しを1部提出してください。

### エ 提出期限

平成30年6月4日(月)午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く)

なお、郵送の場合は上記提出期限必着

### オ その他

算定資料の内容については、別表1の各評価項目を参照して記載してください。なお、提出された算定資料に不備があった場合には6(1)の提出場所から連絡することがあります。ただし、提出した算定資料の差替えは認めません。また、提出された算定資料は返却いたしません。

## (2) 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の2以上とします。ただし、川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

## 12 開札予定日及び場所

## (1) 開札予定日時

平成30年6月6日(水)午前11時

## (2) 開札場所

6(1)と同じ

## 13 総合評価落札方式の評価方法

## (1) 評価項目の評価区分及び配点

別表2「総合評価落札方式技術評価項目配点表(以下「配点表」という。)」のとおり

## (2) 技術評価点の算出について

当該案件の入札参加資格を満たし、且つ提出された「算定資料」について「配点表」に基づき審査し、各評価項目の合計を技術評価点とします。

## (3) 審査方法

審査の内容は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、算定資料の内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

## 14 落札者の決定方法

## (1) 落札候補者の決定

予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、次の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、総合評価点の算出方法は、次の算式により求められるものとします。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点}) + \text{価格点} [\text{基準点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{基準価格})]$$

(小数点第5位以下切捨て)

最も高い総合評価点となった者が2者以上いる場合は、くじにより決定します。該当者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて総合評価一般競争入札に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

## (2) 入札参加資格の確認

当該落札候補者について、上記3に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施します(実績確認については、下記(3)のとおり)。これらの審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

(3) 落札者の決定にあたっては、川崎市市区役所区民課オペレーター業務等委託に関する総合評価審査委員会の審議を経て決定します。

## (4) 入札の無効

ア 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 「算定資料」の提出が無い者はこれを無効とします。

## (5) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、川崎市ホームページにて公表します。公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に所定の様式【様式6】により照会することができます。

## 15 算定資料に係る虚偽記載について

入札参加者が提出した評価項目算定資料に虚偽の記載等の明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき、指名停止等の適切な措置を講じます。

## 16 契約手続等

## (1) 契約書の作成 要

## (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

## (3) 前払金 無

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は、6(1)の場所において閲覧できます。

## 17 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 業務時間の変更等により、別途随意契約が発生する場合があります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は、川崎市役所市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課です。

(5) 事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。

(6) 落札者及び入札者の評価結果等については、落札者の決定後、川崎市ホームページで公表します。

(7) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市業務委託総合評価一般競争入札試行要綱及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

## 18 Summary

(1) Nature and quantity of the services

required:  
 Issuance of certificates by postal application  
 Public money receipt management ,etc  
 (2) Time-limit for tender:5:00 P.M. 9 March, 2018  
 (3) Time-limit for tender by mail:5:00 P.M. 9 March, 2018  
 (4) Contact point for the notice:  
 KAWASAKI CITY OFFICE  
 Family Registry and Residence Service Section  
 Citizens' and Cultural Affairs Bureau  
 11-2, Ekimaehon-cho, Kawasaki-ku  
 Kawasaki, Kanagawa 210-0007, Japan  
 TEL:044-200-2111

総合評価点が同点の場合は、くじにより決定します。該当者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて総合評価一般競争入札に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

4 評価方法

(1) 評価表の各評価項目に配分する得点は別表1のとおり

(2) 採点方法

ア 分類1から3については、各評価項目についてA、B、Cの3段階評価を行います。

評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=1点とします。

例えば、別表1において配点10点の項目の場合  
 評価がAであれば評価点は  $10 \times 5 / 5 = 10$ 点  
 評価がBであれば評価点は  $10 \times 3 / 5 = 6$ 点  
 評価がCであれば評価点は  $10 \times 1 / 5 = 2$ 点

イ 分類4については、業務の履行実績の件数により、評価を5点満点で採点します。

配点が15点であるので、例えば、  
 履行実績が5件であれば評価点は  $15 \times 5 / 5 = 15$ 点

履行実績が3件であれば評価点は  $15 \times 3 / 5 = 9$ 点

(3) その他

すべての評価項目を絶対評価により採点します。

別記 総合評価算定資料評価基準

1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、総合評価一般競争入札方式を採用し、総合評価点の最も高い提案者を受託者とします。

2 評価点

総合評価算定資料の内容を評価し、評価点を与えます。

3 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

別表1 評価項目と配点

|   | 評価項目                       |   | 評価の着目点  | 配点  | 評価 | 評価の換算式                | 評価点 |
|---|----------------------------|---|---|-----|----|-----------------------|-----|
| 1 | 業務実施方針及び手法                 | ① | 業務実施に向けての研修                                       | 20  | X  | $20 \times X / 5 = Y$ | Y   |
|   |                            | ② | 要員配置について  | 20  | X  | $20 \times X / 5 = Y$ | Y   |
| 2 | データの正確性確保                  | ① | 住民基本台帳法及び戸籍法等に基づく証明書作成における正確性の確保に向けた取り組み          | 15  | X  | $15 \times X / 5 = Y$ | Y   |
|   |                            | ② | 公金取扱いの適正の確保に向けた取り組み                               | 20  | X  | $20 \times X / 5 = Y$ | Y   |
|   |                            | ③ | 従事者の業務知識・技術                                       | 15  | X  | $15 \times X / 5 = Y$ | Y   |
| 3 | 個人情報保護及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策 | ① | 個人情報及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策に向けた業務従事者に対する研修や教育などの取り組み | 15  | X  | $15 \times X / 5 = Y$ | Y   |
|   |                            | ② | 個人情報及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策に向けた運用上の仕組みや設備などの取り組み     | 15  | X  | $15 \times X / 5 = Y$ | Y   |
|   |                            | ③ | 個人情報及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策についての取り組みの論拠(資格・認証の保持等)   | 15  | X  | $15 \times X / 5 = Y$ | Y   |
| 4 | 業務特性への理解                   | ① | 業者の住民基本台帳法及び戸籍法等に基づく証明書の作成への関わり(業務実績の評価)          | 15  | X  | $15 \times X / 5 = Y$ | Y   |
|   |                            |   |   | 150 |    |                       |     |

総合評価点 (250点)

=技術評価点 (150点) + 価格点 [基準点 (100点) × (1 - 入札価格 / 基準価格)]

別表 2 総合評価一般競争入札評価項目

| 分類 | 評価項目                     | 評価の着目点  | 考 え 方   | 評 価   |  |   |
|----|--------------------------|---|---|---|--|---|
|    |                          |   |   | A   | B  | C   |
| 1  | 業務実施方針及び手法               | ① 業務実施に向けての研修                                     | ・研修内容とその目的・業務マニュアルの作成等について、具体的かつ明確に記述されている。<br>・研修の実施体制について具体的に記述されている。   | すべての項目に記述があり、さらに本市の特性を活かした実現性の高い効果的な研修に関する追加提案がされている。                               | すべての項目に記述がある   | 一部記載がない   |
|    |                          | ② 要員配置について  | ・業務運営に係る全体の組織・実施体制及び従事者の役割分担が具体的に記述されている。<br>・本社のサポート体制について具体的かつ明確に記述されている。<br>・要員配置計画が具体的かつ現実的である。<br>・請求書受領から証明書交付後の保管・廃棄までの管理等についての、優れた作業を確保するための具体的で効率的な取り組みが記述されている。 | すべての項目に記述があり、さらに本市の特性を活かした実現性の高い効果的な要員配置に関する追加提案がされている。                             | すべての項目に記述がある。  | 一部記載がない   |
| 2  | 業務の正確性・適正確保              | ① 住民基本台帳法及び戸籍法等に基づく証明書の作成における正確性の確保に向けた取り組み       | 住民基本台帳法及び戸籍法等に基づく請求書の審査から証明書の交付に係る正確性の確保に向けた取り組みについて、提案する具体的な方策の有効性について評価する。  | 業務特性を理解した上で正確性の確保に向けた提案が記載されており、さらに効果的な提案が記載されている                                   | 正確性確保に向けた提案が記載されている  | 一部記載がない   |
|    |                          | ② 公金取扱いの適正の確保に向けた取り組み                             | 住民基本台帳法及び戸籍法等に基づく証明書の交付に係る公金取扱いの適正の確保に向けた取り組みについて、提案する具体的な方策の有効性について評価する。   | 公金取扱いを理解した上で適正の確保に向けた提案が記載されており、さらに効果的な提案が記載されている。                                  | 適正の確保に向けた提案が記載されている  | 一部記載がない   |
|    |                          | ③ 従事者の業務知識・技術                                     | 受託中の従事者に対する業務知識や技術をスキルアップするための、具体的な方策の有効性について評価する   | 業務に必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整え、さらに能力向上の仕組みが整備されている                                | 業務に必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整えている  | 業務に必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整えていない  |
| 3  | 個人情報及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策 | ① 個人情報及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策に向けた従事者に対する研修や教育などの取り組み | 個人情報保護及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策に向けた従事者に対する研修や教育などの取り組みについて、提案する具体的な方策の有効性について評価する  | 必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整え、さらに積極的な取り組みが整備されている                                   | 必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整えている   | 必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制について記載がない   |
|    |                          | ② 個人情報及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策に向けた運用上の仕組みや設備などの取り組み   | 個人情報及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策に向けた運用上の仕組みや取り組みについて、提案する具体的な方策の有効性について評価する   | 有効で具体的な方策が記載されておりさらに積極的な提案がされている  | 有効で具体的な方策が記載されている  | 具体的な記載がない   |
|    |                          | ③ 個人情報及び特定個人情報の保護・セキュリティ対策についての論拠(資格・認証の保持等)      | 個人情報及び特定個人情報の保護対策やセキュリティ保持への取り組み状況を計る指標として、Pマークの継続的保持及び当該業務に関するISO27001(I SMS)の保持を評価する(認定書、登録証等の写しの提出)  | Pマーク及びセキュリティ全般を規定するISO27001【ISMS】(契約受注部門にて当該業務についての認証)の両方を有しており、さらにPマークを3回以上更新している。 | Pマーク及びセキュリティ全般を規定するISO27001【ISMS】(契約受注部門にて当該業務についての認証)の両方を有している              | Pマーク及びセキュリティ全般を規定するISO27001【ISMS】(契約受注部門にて当該業務についての認証)について、有していない又はどちらか一方を有している |
| 4  | 業務特性への理解                 | ① 業者の住民基本台帳法及び戸籍法等に基づく証明書の作成への関わり(業務実績の評価)        | 過去5年間において、住民基本台帳法及び戸籍法等に基づく証明書の交付の履行実績があることを評価する(セットアップを除く)   | 履行実績5件以上・・・5点、<br>3件・・・3点、<br>1件・・・1点<br>履行実績無し・・・0点                                | 履行実績5件以上・・・5点、<br>4件・・・4点、<br>3件・・・3点、<br>2件・・・2点、<br>1件・・・1点<br>履行実績無し・・・0点 |   |

---

税 公 告

---

**川崎市税公告第89号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

---

**川崎市税公告第90号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

---

**川崎市税公告第91号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

---

**川崎市税公告第92号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

---

**川崎市税公告第93号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

---

**川崎市税公告第94号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

---

**川崎市税公告第95号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

---

**川崎市税公告第96号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第97号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第98号**

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第99号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第100号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

| 年 度    | 税 目                       | 期 別   | この公告により滞納<br>処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------------------------|-------|------------------------|-------|
| 平成29年度 | 市民税・県民税<br>(普通徴収)         | 第2期分  | 平成30年5月8日              | 計3件   |
| 平成29年度 | 市民税・県民税<br>(普通徴収)         | 第3期分  | 平成30年5月8日              | 計5件   |
| 平成29年度 | 市民税・県民税<br>(普通徴収)         | 第4期分  | 平成30年5月8日              | 計24件  |
| 平成29年度 | 市民税・県民税<br>(普通徴収)         | 7月随時分 | 平成30年5月8日              | 計1件   |
| 平成29年度 | 市民税・県民税<br>(普通徴収)         | 8月随時分 | 平成30年5月8日              | 計1件   |
| 平成29年度 | 市民税・県民税<br>(普通徴収)         | 1月随時分 | 平成30年5月8日              | 計16件  |
| 平成29年度 | 市民税・県民税<br>(普通徴収)         | 2月随時分 | 平成30年5月8日              | 計3件   |
| 平成29年度 | 固定資産税<br>都市計画税<br>(土地・家屋) | 第3期分  | 平成30年5月8日              | 計2件   |
| 平成29年度 | 固定資産税<br>都市計画税<br>(土地・家屋) | 第4期分  | 平成30年5月8日              | 計42件  |

(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第24号

川崎市排水設備指定工事店の更新について
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年4月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

平成30年5月1日から
平成35年4月30日まで

2 指定工事店

- 指定番号 521
商号又は名称 有限会社石井エンジニアリング
営業所所在地 横浜市緑区長津田町2469番地
代表者氏名 石井 良実
指定番号 523
商号又は名称 和光建設株式会社
営業所所在地 川崎市川崎区池上町4番25号
代表者氏名 坂平 鐘国
指定番号 526
商号又は名称 森設備工業
営業所所在地 横浜市南区真金町2丁目21番地
ハイムエマリナ30A
代表者氏名 森 政義
指定番号 527
商号又は名称 株式会社日建
営業所所在地 横浜市中区住吉町6丁目66番地
代表者氏名 伊藤 雅文
指定番号 529
商号又は名称 株式会社町田工業 相模原営業所
営業所所在地 相模原市中央区淵野辺本町5-35-7
代表者氏名 吉木 英之
指定番号 530
商号又は名称 アーク工業有限会社
営業所所在地 横浜市旭区今宿東町920番地5
代表者氏名 菊田 一則
指定番号 531
商号又は名称 株式会社双和
営業所所在地 神奈川県座間市明王3番地8
代表者氏名 細沼 和子

- 指定番号 533
商号又は名称 株式会社第三設備
営業所所在地 神奈川県厚木市水引二丁目12番18号
代表者氏名 岸 俊一
指定番号 534
商号又は名称 株式会社鈴木設備工業
営業所所在地 横浜市瀬谷区阿久和南四丁目2番地1
代表者氏名 鈴木 嘉幸
指定番号 536
商号又は名称 川崎市管工事業協同組合
営業所所在地 川崎市川崎区宮本町5番地5
代表者氏名 大坂 延男
指定番号 537
商号又は名称 株式会社井口設備工業
営業所所在地 川崎市高津区子母口421-101
代表者氏名 井口 潤
指定番号 724
商号又は名称 有限会社谷口設備
営業所所在地 横浜市鶴見区梶山二丁目38番20号
代表者氏名 谷口 知嗣
指定番号 726
商号又は名称 有限会社吉川設備
営業所所在地 横浜市緑区鴨居六丁目9番17号-3
代表者氏名 吉川 勝三
指定番号 727
商号又は名称 有限会社春澤設備
営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区岩崎町29-26
代表者氏名 春澤 次男
指定番号 730
商号又は名称 有限会社岡田設備
営業所所在地 横浜市磯子区岡村四丁目22番32号
代表者氏名 岡田 敏雄
指定番号 731
商号又は名称 有限会社井上住設
営業所所在地 神奈川県三浦市南下浦町上宮田3314番地
代表者氏名 井上 聡
指定番号 732
商号又は名称 東都熱工業株式会社
営業所所在地 川崎市川崎区富士見二丁目5番6号
代表者氏名 林田 武
指定番号 735
商号又は名称 喜丸工業有限会社
営業所所在地 横浜市戸塚区戸塚町4577番地



代表者氏名 松澤 江  
 指定番号 736  
 商号又は名称 谷商設備株式会社  
 営業所所在地 横浜市旭区本宿町78番地  
 代表者氏名 平野 靖和  
 指定番号 738  
 商号又は名称 株式会社コトブキ  
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区川島町1569番地5  
 代表者氏名 佐藤 幸充  
 指定番号 739  
 商号又は名称 株式会社きめだ設備  
 営業所所在地 横浜市緑区長津田町2183番地7  
 代表者氏名 木目田 敏江  
 指定番号 740  
 商号又は名称 株式会社セイコーテクノ東京  
 営業所所在地 相模原市中央区光が丘3-13-25  
 代表者氏名 瀬川 昭  
 指定番号 741  
 商号又は名称 日本プラミング株式会社  
 営業所所在地 相模原市緑区久保沢三丁目2番7号  
 代表者氏名 杉壽 文俊  
 指定番号 892  
 商号又は名称 株式会社日野興業  
 営業所所在地 横浜市港南区日野七丁目1番22号  
 代表者氏名 米陀 敏  
 指定番号 894  
 商号又は名称 株式会社小野崎電業  
 営業所所在地 川崎市川崎区追分町8番14号

代表者氏名 小野崎 俊輝  
 指定番号 897  
 商号又は名称 株式会社内田総合  
 営業所所在地 神奈川県横須賀市山科台10番10  
 代表者氏名 内田 博之  
 指定番号 898  
 商号又は名称 株式会社シムラ  
 営業所所在地 川崎市宮前区初山一丁目24番10号  
 代表者氏名 志村 知哉  
 指定番号 900  
 商号又は名称 有限会社カワビエンジニアリング  
 営業所所在地 横浜市旭区白根三丁目27番9号  
 ベルグリーンA101  
 代表者氏名 鈴木 修一  
 指定番号 901  
 商号又は名称 有限会社佐藤工務店  
 営業所所在地 横浜市西区東久保町35番33号  
 代表者氏名 佐藤 俊治  
 指定番号 903  
 商号又は名称 株式会社ダイショー  
 営業所所在地 横浜市旭区三反田町83番1  
 代表者氏名 今城 宰

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第27号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

|            |   |                            |
|------------|---|----------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名  | 平成30年度 生田浄水場ほか6箇所 植樹管理業務委託 |
|            | 履行場所  | 川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)ほか6箇所 |
|            | 履行期限  | 契約の日から平成31年3月1日まで          |
| 参加資格       | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。<br>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。<br>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。<br>(6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 |                            |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話 044-200-2097   |                            |

|       |  |
|-------|--|
| 入札日時等 | 平成30年5月15日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)                                    |
| 入札保証金 | 免  |
| 契約書作成 | 要  |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。                                     |

## (案件2)

|            |  |                         |
|------------|--|-------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名  | 平成30年度 多摩区下水枝線実施設計委託第1号 |
|            | 履行場所   | 川崎市多摩区地内                |
|            | 履行期限   | 契約の日から平成30年12月28日まで     |
| 参加資格       | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されている者。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降に契約した、下水道管きよの実実施設計委託業務(耐震実施設計(レベル1、2)及び推進工法(中大口径)を含む)の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTEC R I Sにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記エ及びオは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者</p> <p>ウ 建設部門技術士(トンネル)又はRCCM(トンネル)の資格を有する者</p> <p>エ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>オ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> |                         |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話 044-200-2097  |                         |
| 入札日時等      | 平成30年5月15日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)  |                         |
| 入札保証金      | 免  |                         |
| 契約書作成      | 要  |                         |
| 入札の無効      | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。   |                         |
| そ の 他      | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。   |                         |

## (案件3)

|            |   |                            |
|------------|---|----------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名   | 平成30年度 長沢浄水場ほか3箇所 植樹管理業務委託 |
|            | 履行場所  | 川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)ほか3箇所 |
|            | 履行期限  | 契約の日から平成31年2月22日まで         |
| 参加資格       | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> |                            |

|            |   |
|------------|---|
| 参加資格       | (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。<br>(6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）<br>電話 044-200-2097   |
| 入札日時等      | 平成30年5月15日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）   |
| 入札保証金      | 免   |
| 契約書作成      | 要   |
| 入札の無効      | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |
| その他        | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。  |

## (案件4)

|            |   |                        |
|------------|---|------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名  | 入江崎水処理センター広報施設展示製作業務委託 |
|            | 履行場所  | 川崎市川崎区塩浜3-17-1         |
|            | 履行期限  | 契約の日から平成31年3月1日まで      |
| 参加資格       | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」、種目「意匠設計」に記載されている者。<br>(4) 平成20年4月1日以降に、本市その他の官公庁における水道・下水道関係施設に係る博物館等の展示製作業務（展示面積700㎡以上）の元請としての履行完了実績を有すること。 |                        |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）<br>電話 044-200-2097   |                        |
| 入札日時等      | 平成30年5月17日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）   |                        |
| 入札保証金      | 免   |                        |
| 契約書作成      | 要   |                        |
| 入札の無効      | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |                        |
| その他        | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。  |                        |

## 川崎市上下水道局公告第28号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名   | 渡田4丁目300mm-75mm配水管布設替工事                |
|            | 履行場所   | 自：川崎区渡田4-7-15先<br>至：川崎区小田栄1-14-6先 ほか5件 |
|            | 履行期限   | 契約の日から275日間                            |
| 参加資格       | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。<br>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 |  |

|            |   |
|------------|---|
| 参加資格       | <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。<br/> ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。<br/> なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）<br>電話 044-200-2099   |
| 入札日時等      | 平成30年5月21日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）   |
| 入札保証金      | 免   |
| 契約書作成      | 要   |
| 入札の無効      | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |
| その他        | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。   |

川崎市上下水道局公告第29号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

|            |  |                               |
|------------|--|-------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名   | 入江崎余熱利用プール入退場管理システム等賃貸借及び保守契約 |
|            | 履行場所   | 入江崎余熱利用プール（川崎市川崎区塩浜3-24-12）4階 |
|            | 履行期限   | 平成30年10月1日～平成35年9月30日         |
| 参加資格       | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。</p> |                               |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）<br>電話 044-200-2091  |                               |
| 入札日時等      | 平成30年6月5日午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）   |                               |
| 入札保証金      | 免  |                               |
| 契約書作成      | 要  |                               |

|       |  |
|-------|--|
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。                                    |

## 川崎市上下水道局公告第30号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

|            |   |                               |
|------------|---|-------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名   | 潮見台低区配水及び高石送水流量計改良に伴う詳細設計業務委託 |
|            | 履行場所  | 川崎市宮前区潮見台4-1 (潮見台配水所内)        |
|            | 履行期限  | 契約の日から平成30年11月30日まで           |
| 参加資格       | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道部門」に登録されている者。 |                               |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話 044-200-2097  |                               |
| 入札日時等      | 平成30年5月22日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)  |                               |
| 入札保証金      | 免   |                               |
| 契約書作成      | 要   |                               |
| 入札の無効      | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |                               |
| そ の 他      | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。   |                               |

(案件2)

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名   | 川崎市合流式下水道改善計画評価業務委託 |
|            | 履行場所  | 川崎市川崎区地内ほか          |
|            | 履行期限  | 契約の日から平成31年2月28日まで  |
| 参加資格       | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。<br>(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、合流式下水道改善計画策定業務(汚濁負荷量の削減及び公衆衛生上の安全確保の検討を含む)の元請としての履行完了実績を有すること。<br>(5) 業務責任者及び照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道一下水道)又は上下水道部門技術士(下水道)のいずれかの資格を有する者を配置できること。<br>なお、業務責任者と照査技術者は兼任できません。 |                     |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話 044-200-2097  |                     |
| 入札日時等      | 平成30年5月22日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)  |                     |
| 入札保証金      | 免   |                     |
| 契約書作成      | 要   |                     |

|       |  |
|-------|--|
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。                                     |

## 川崎市上下水道局公告第31号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

|            |  |                         |
|------------|--|-------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名  | 本町地区ほか下水枝線第102号工事       |
|            | 履行場所   | 川崎市川崎区本町1丁目、池上新町1丁目地内ほか |
|            | 履行期限   | 契約の日から255日間             |
| 参加資格       | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> |                         |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）<br>電話 044-200-2099  |                         |
| 入札日時等      | 平成30年5月28日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）  |                         |
| 入札保証金      | 免  |                         |
| 契約書作成      | 要  |                         |
| 入札の無効      | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。   |                         |
| そ の 他      | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。  |                         |

## (案件2)

|                |   |                                 |
|----------------|---|---------------------------------|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名   | 宿河原6丁目100mm配水管製作及び現場接合工事        |
|                | 履 行 場 所   | 自：多摩区宿河原6-27-1先 至：多摩区宿河原6-26-1先 |
|                | 履 行 期 限   | 契約の日から175日間                     |
| 参 加 資 格        | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「その他の鋼構造物」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。</p> |                                 |
| 契約条項を<br>示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)<br>電話 044-200-2100   |                                 |
| 入札日時等          | 平成30年5月23日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)   |                                 |
| 入札保証金          | 免   |                                 |
| 契約書作成          | 要   |                                 |
| 入札の無効          | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。  |                                 |
| そ の 他          | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。   |                                 |

## (案件3)

|                |   |                       |
|----------------|---|-----------------------|
| 競争入札に<br>付する事項 | 件 名   | 木月住吉町地区ほか下水枝線第2号工事    |
|                | 履 行 場 所   | 川崎市中原区木月住吉町、下小田中3丁目地内 |
|                | 履 行 期 限   | 契約の日から165日間           |
| 参 加 資 格        | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> |                       |

|                |  |
|----------------|--|
| 契約条項を<br>示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）<br>電話 044-200-2099        |
| 入札日時等          | 平成30年5月22日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）                                    |
| 入札保証金          | 免  |
| 契約書作成          | 要  |
| 入札の無効          | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他          | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。                                    |

## 病 院 局 公 告

### 川崎市病院局公告第21号

#### 入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報  
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度

川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口  
に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契



約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会

わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

|            |         |                                 |
|------------|---------|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名      | 川崎病院で使用する折りたたみベッドサイドレールの調達      |
|            | 履行場所    | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)        |
|            | 履行期限    | 契約締結日から平成30年8月31日まで             |
| 競争参加資格     | 名簿の登録   | 業種 「医療機器」<br>種目 「医療機器」          |
|            | 地域区分    | 設定しません。                         |
|            | その他     | 特になし。                           |
|            | 競争参加の申込 | 平成30年4月25日から平成30年5月8日まで受付けます。   |
| 現場説明会      | 行いません。  |                                 |
| 入札及び開札     | 日時      | 平成30年5月15日 午前10時00分             |
|            | 場所      | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格       | 公表しません。 |                                 |
| 最低制限価格     | 設定しません。 |                                 |

川崎市病院局公告第22号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の

窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について  
仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について  
ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。  
病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）  
イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加

- 資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。  
なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。
- ウ 入札保証金は免除します。
- エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。  
入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
- オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (7) 契約の締結について  
落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。  
ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。  
イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

|            |                                |   |
|------------|--------------------------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名                             | 多摩病院電話交換設備改修工事設計業務委託  |
|            | 履行場所                           | 川崎市多摩区宿河原1-30-37 (川崎市立多摩病院)   |
|            | 履行期限                           | 契約締結日から平成30年8月31日まで   |
| 競争参加資格     | 名簿の登録                          | 業種 「設備設計」<br>種目 「電気設備設計」  |
|            | 地域区分                           | 設定しません。   |
|            | その他                            | 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。<br>・建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき、国土交通大臣が定める資格を有する者（業務経験5年以上）、若しくは本設計と同等以上の設計に関する実績を有する者、又は同程度の能力のあるもの（業務経験10年以上）<br>※入札後に一番札の業者のみに確認を行い、確認をもって落札とします。 |
| 競争参加の申込    | 平成30年4月25日から平成30年5月8日まで受け付けます。 |   |
| 現場説明会      | 実施しません。                        |   |
| 入札及び開札     | 日時                             | 平成30年5月15日 午前10時00分   |
|            | 場所                             | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室   |
| 予定価格       | 公表しません。                        |   |
| 最低制限価格     | 設定します。                         |   |

## 病院局公告(調達)

### 川崎市病院局公告(調達)第7号

#### 入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年5月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 調達件名及び数量

川崎市立川崎病院で使用する電気

約8,194,000キロワット時

##### (2) 納入場所

川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1)

##### (3) 履行期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

##### (4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

##### (5) 契約の失効

川崎市議会において、この契約に係る平成31年度予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は平成31年3月31日をもって失効します。詳細については入札説明書によります。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年5月18日(金)までに行うこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができることと、アフターサービスを本市の求めに応じて、速

やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を平成30年5月18日(金)までに行ってください。

#### 3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布・提出場所

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

病院局経営企画室契約担当(担当:佐藤)

電話(直通) 044-200-3857

##### (2) 配布・提出期間

平成30年5月10日(木)から平成30年5月18日(金)までの下記の時間

午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

##### (3) 提出方法

持参

#### 4 仕様等

仕様書は3(1)の場所において、平成30年5月10日(木)から平成30年5月18日(金)まで縦覧に供すると共に病院局入札情報のホームページに掲載します。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。

#### 6 仕様等に関する問い合わせ

仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。

#### 7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札方法

- ア 持参による入札の場合
  - (ア) 入札書の提出日時  
平成30年6月5日(火) 午前10時00分
  - (イ) 入札書の提出場所  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階 病院局会議室
- イ 郵送による入札の場合
  - (ア) 入札書の提出期限  
平成30年6月1日(金) 必着
  - (イ) 入札書の宛先  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市病院局経営企画室経理担当課長
- (2) 入札保証金  
免除とします。
- (3) 開札の日時  
8(1)ア(ア)と同じ。
- (4) 開札の場所  
8(1)ア(イ)と同じ。
- (5) 落札者の決定方法  
契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効  
川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
  - (1) 契約保証金
    - ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。
    - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
  - (2) 契約書作成の要否  
要
  - (3) 前払金  
否
  - (4) 議決の要否  
否
  - (5) 契約条項等の閲覧  
契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- 10 その他
  - (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。
  - (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)と同じ

- 11 Summary
  - (1) Nature and quality of product to be purchased :  
Electricity about 8,194,000kWh to use at Kawasaki Municipal Hospital
  - (2) Time-limit for tender:  
10:00 A.M. June, 5, 2018
  - (3) Time-limit for tender by mail:  
June, 1, 2018
  - (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Accounting section, Management Planning Office,  
Municipal Hospital Management Bureau  
Kawasakimiyuki bldg 7F  
1-8-9, Isago, Kawasaki  
Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN  
Tel 044-200-3857(Direct-in)

**教 育 委 員 会 告 示**

**川崎市教育委員会告示第10号**

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成30年4月17日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年4月24日(火) 14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
  - 議案第2号 平成31年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について
  - 議案第3号 平成31年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱(案)について
  - 議案第4号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について
  - 議案第5号 川崎市社会教育委員及び川崎市社会教育委員会専門部会委員の委嘱等について
  - 議案第6号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について
  - 議案第7号 川崎市重要歴史記念物(北条家虎朱印状)の指定について
  - 議案第8号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

## 4 請願審議

## 請願第2号

(平成29年度) 2019年度使用教科書の採択に関し  
「地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律」の趣旨を踏まえた手  
順で採択を求める請願

## 5 その他報告等

## 川崎市教育委員会告示第11号

川崎市教育委員会定例会の議事事項を次のとおり追加  
します。

平成30年4月23日

川崎市教育委員会  
教育長 渡 邊 直 美

1. 日 時 平成30年4月24日(火) 14時00分から
2. 場 所 教育文化会館 第6会議室
3. 追加する議事事項  
(以下、非公開予定)  
議案第9号 人事について

## 川崎市教育委員会告示第12号

川崎市文化財保護条例(昭和34年川崎市条例第24号)  
第2条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり川崎市  
重要歴史記念物の指定を行ったので、同条例第7条の規  
定に基づき告示する。

平成30年4月25日

川崎市教育委員会  
教育長 渡 邊 直 美

| 名 称                 | 員数 | 年 代                 | 所有者  | 所在地                      |
|---------------------|----|---------------------|------|--------------------------|
| 辛未八月二十日付<br>北条家虎朱印状 | 1通 | 元亀2<br>(1571)<br>年  | 中山光正 | 川崎市麻生区<br>片平5丁目14<br>番8号 |
| 己丑八月晦日付<br>北条家虎朱印状  | 1通 | 天正17<br>(1589)<br>年 | 中山光正 | 川崎市麻生区<br>片平5丁目14<br>番8号 |

## 人 事 委 員 会 公 告

## 川崎市人事委員会公告第2号

平成30年度川崎市職員(大学卒程度・薬剤  
師・獣医師・保健師)採用試験の実施につ  
いて

平成30年度川崎市職員(大学卒程度・薬剤師・獣医  
師・保健師)採用試験を次のとおり行います。

平成30年4月18日

川崎市人事委員会  
委員長 魚 津 利 興



KAWASAKI CITY

## 平成30年度 川崎市職員採用試験受験案内 (大学卒程度等)

《大学卒程度》 行政事務・社会福祉・心理・学校事務  
土木・電気・機械・造園・建築・化学・消防士  
《資格免許職》 薬剤師・獣医師・保健師

川崎市人事委員会

### 《主な日程》

|          |  |
|----------|--|
| 申込受付期間   | 4月18日(水) 午前9時 ~ 5月15日(火) 午後5時 (受信有効)   |
| 申込方法     | 電子申請のみ   |
| 受験票等発行   | 5月31日(木) (予定)  |
| 第1次試験日   | 平成30年6月24日(日) 【総合筆記試験(消防士は教養試験)】<br>※ 総合筆記試験(教養試験)のほか、面談試験(消防士以外)、体力検査(消防士のみ)を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。<br>※ 面談試験、体力検査は、総合筆記試験(消防士以外)、又は教養試験(消防士のみ)で一定の成績以上の方を対象に実施します。(対象者の発表予定日:7月2日(月)) |
| 第1次合格発表日 | 7月23日(月) 午前10時(予定)   |
| 第2次試験日   | 7月27日(金) ~ 8月18日(土) (予定)<br>※ 試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。   |
| 最終合格発表日  | 8月23日(木) 午前10時 (予定)  |

### 《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

## 1 試験区分・職務概要・採用予定人員

| 試験区分 | 主な職務概要  | 採用予定人員 |
|------|---|--------|
| 行政事務 | 本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口対応などの行政事務に従事します。   | 100名程度 |
| 社会福祉 | 主に、区役所保健福祉センター、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター等で、高齢者・障害者・児童等の相談・指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。                       | 10名程度  |
| 心理   | 主に、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター、区役所保健福祉センター等で、相談支援、心理検査、心理判定、地域の子どもに関する心理的支援など心理の専門業務に従事します。   | 若干名    |
| 学校事務 | 市立小学校・中学校・特別支援学校等で、庶務、財務、文書管理などの学校事務業務に従事します。   | 10名程度  |
| 土木   | 主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工管理や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。             | 15名程度  |
| 電気   | 主に、環境局、上下水道局、まちづくり局、港湾局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。                               | 5名程度   |
| 機械   | 主に、環境局、上下水道局、まちづくり局、港湾局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。                               | 若干名    |
| 造園   | 主に、建設緑政局、区役所道路公園センター等で、公園、緑地、特別緑地保全地区などの維持管理、調査計画、設計積算、施工管理や都市計画の策定、開発行為の審査指導及び協働型事業の推進など、造園の専門業務に従事します。  | 若干名    |
| 建築   | 主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。 | 5名程度   |
| 化学   | 主に、環境局、上下水道局等で、大気汚染や水質汚濁防止などの公害対策、環境保全のための許認可・指導・調査研究、地球温暖化対策などの環境施策の企画実施、上下水処理等の水質管理・水質検査・水質指導、水処理技術の調査研究など、化学の専門業務に従事します。                     | 若干名    |
| 消防士  | 主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。  | 20名程度  |
| 薬剤師  | 主に、区役所保健福祉センター、健康福祉局等での食品・環境・医事薬事の衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務や、市立病院での調剤・服薬指導など薬剤師の専門業務に従事します。  | 若干名    |
| 獣医師  | 主に、区役所保健福祉センター、健康福祉局等での食品・環境衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務、動物の愛護管理や、夢見ヶ崎動物公園での診療飼育など獣医師の専門業務に従事します。   | 若干名    |
| 保健師  | 主に、区役所保健福祉センター等で、担当地区における健康な地域づくりに向けた活動の支援や、母子・高齢者・障害者等の保健福祉に関する相談支援、感染症対策など、保健師の専門業務に従事します。  | 10名程度  |

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

## 2 受験資格

### (1)年齢等

|   |   |
|---|---|
| 行政事務<br>社会福祉<br>心理<br>学校事務<br>土木<br>電機<br>機械<br>造園<br>建築<br>化学<br>消防士 | <p>次のいずれかに該当する人</p> <p>(1)平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人</p> <p>(2)平成9年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人</p> <p>①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込の人</p> <p>②川崎市人事委員会が①に該当する人と同等の資格があると認める人</p> <p>※消防士については、日本国籍を有する人</p> |
| 薬剤師<br>獣医師<br>保健師   | 昭和59年4月2日以降に生まれた人   |

### (2)資格【社会福祉・心理】・身体的条件【消防士】・免許【薬剤師・獣医師・保健師】

|                   |  |
|-------------------|--|
| 社会福祉              | <p>社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成31年3月までに取得見込の人</p> <p>●社会福祉主事の任用資格を有するには次のいずれかを満たすことを要します。</p> <p>①学校教育法に基づく大学において、社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業すること。</p> <p>※指定科目についてはホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。</p> <p>②社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。</p> <p>③社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。</p> |
| 心理                | <p>心理判定員の任用資格を有する人又は平成31年3月までに取得見込の人</p> <p>●心理判定員の任用資格を有する主な要件は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専攻する学科を修めて卒業することです。</p>   |
| 消防士               | <p>次の要件を全て満たす人</p> <p>①視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上の人</p> <p>②赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人</p> <p>③聴力が正常な人</p>  |
| 薬剤師<br>獣医師<br>保健師 | それぞれの免許を有する人又は平成31年春までに行われる国家試験により免許取得見込の人   |

#### (注)

- 1 社会福祉、心理の受験者は、任用資格を確認できる書類を第1次試験(面談試験)時に提出していただきます。
- 2 薬剤師、獣医師、保健師の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込の方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験(面談試験)時に提出していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法16条により、次に該当する人は受験できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人



## 3 試験科目・日程・会場・合格発表

## (1) 第1次試験

| 試験区分  | 試験科目・日程   | 会場   | 合格等発表日  |
|---|---|--|---|
| <b>総合筆記試験【消防士以外】・教養試験【消防士】</b>                        |   |  |   |
| 消防士以外   | <b>【総合筆記試験】</b><br>6月24日(日)<br>集合時刻 午前 9時45分<br>解散時刻 午後 1時10分頃<br>(※途中退出はできません。また昼食休憩はありません。) | 次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。<br>(※受験票で指定した会場以外での受験はできません。)<br>市立川崎高校<br>(川崎市川崎区中島 3-3-1)<br>市立川崎総合科学高校<br>(川崎市幸区小向野町 5-1)<br>市立橋高校<br>(川崎市中原区中丸子 562)<br>市立高津高校※上履き持参<br>(川崎市高津区久本 3-11-1) | 7月2日(月) 午前10時(予定)<br>【消防士以外:面談試験対象者】<br>【消防士:体力検査対象者】 |
| 消防士   | <b>【教養試験】</b><br>6月24日(日)<br>集合時刻 午前 9時45分<br>解散時刻 午後 0時10分頃<br>(※途中退出はできません。)                |  |   |
| <b>面談試験【消防士以外】・体力検査【消防士】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)</b> |   |  |   |
| 消防士以外   | <b>【面談試験】</b><br>7月9日(月)・10日(火)・11日(水)・12日(木) (予定)のうち指定する1日                                   | 川崎市役所第4庁舎<br>(川崎市川崎区宮本町 3-3)   | 7月23日(月)午前10時(予定)<br>【第1次試験合格】                        |
| 消防士   | <b>【体力検査】</b><br>7月13日(金)(予定)   | とどろきアリーナ<br>(川崎市中原区等々力 1-3)  |   |

## (2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

| 試験区分                        | 試験科目・日程  | 会場   | 合格等発表日                       |
|-----------------------------|--|--|------------------------------|
| <b>小論文試験【行政事務・学校事務・消防士】</b> |  |  |                              |
| 行政事務                        | 7月27日(金)(予定)   | 川崎市役所第4庁舎<br>(川崎市川崎区宮本町 3-3)<br>中原区役所<br>(川崎市中原区小杉町 3-245) |                              |
| 学校事務                        |  |  |                              |
| 消防士                         |  |  |                              |
| <b>身体検査【消防士】</b>            |  |  |                              |
| 消防士                         | 7月27日(金)(予定)   | 川崎市役所第4庁舎<br>(川崎市川崎区宮本町 3-3)                               |                              |
| <b>面接試験【全区分】</b>            |  |  |                              |
| 全区分                         | <b>【集団討論・個別面接】</b><br>7月30日(月)～8月18日(土)(予定)<br>のうち指定する1日 | 川崎市役所第4庁舎<br>(川崎市川崎区宮本町 3-3)                               | 8月23日(木) 午前10時(予定)<br>【最終合格】 |

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 面談試験(消防士以外)・体力検査(消防士)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を送ります。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 面談試験の対象者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)面談試験当日に提出していただきます(「面接カード」の様式は、面談対象者発表の通知に同封いたしますので、7月4日(水)までに面談対象者発表の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。)。また、消防士の第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)第2次試験小論文試験・身体検査当日に提出していただきます(「面接カード」の様式は、消防士は第1次試験体力検査当日に配布いたします。)。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 社会福祉、心理、薬剤師、獣医師、保健師の面談試験対象者には、資格・免許取得(見込)に関する書類(資格証明書・免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は面談対象者発表の通知でお知らせいたします。

## 4 試験の内容

### (1) 第1次試験

| 総合筆記試験【消防士以外】・教養試験【消防士】 |   |
|-------------------------|---|
| 消防士以外                   | <p>【総合筆記試験】&lt;択一式 60問 180分&gt; ※出題の程度は大学卒業程度のものであります。</p> <p>≪知能系(20問程度):各試験区分共通≫</p> <p>出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈</p> <p>≪知識系(40問程度):試験区分ごとに出題分野が異なります。≫</p> <p>出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照</p> |
| 消防士                     | <p>【教養試験】&lt;択一式 40問 120分&gt; ※出題の程度は大学卒業程度のものであります。</p> <p>文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈、法律(憲法)、政治、経済、社会事情</p>   |
| 面談試験【消防士以外】             |   |
| 消防士以外                   | <p>机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。</p> <p style="text-align: right;">&lt;20分程度&gt;</p>   |
| 体力検査【消防士】               |   |
| 消防士                     | <p>消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン、腕立て伏せ)を行います。</p>   |

### 【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

| 試験区分         | 出題分野   |
|--------------|--|
| 行政事務<br>学校事務 | 法律(憲法・民法・行政法)、政治、経済、社会事情、財政  |
| 社会福祉         | 社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、社会調査                                       |
| 心理           | 一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学                    |
| 土木           | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工   |
| 電気           | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                                     |
| 機械           | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作                                    |
| 造園           | 造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計(都市・地方計画を含む。)、造園関連基礎                                     |
| 建築           | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                                   |
| 化学           | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学                                       |
| 薬剤師          | 物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度  |
| 獣医師          | 家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜病理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜繁殖学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般 |
| 保健師          | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論   |

### (2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

| 面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】 |   |
|----------------------|---|
| 全区分                  | <p>【集団討論】&lt;30分程度&gt;</p> <p>行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。</p> <p>【個別面接】&lt;30分程度&gt;</p> <p>個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。</p> |
| 小論文試験【行政事務・学校事務・消防士】 |   |
| 行政事務<br>学校事務<br>消防士  | <p>一般的な行政課題や時事問題などの課題を与え、問題意識、論理性、表現力などを評価します。</p> <p style="text-align: right;">&lt;1,000字以上、1,200字以内 80分&gt;</p>  |
| 身体検査【消防士】            |   |
| 消防士                  | <p>消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。</p>   |

(注)

総合筆記試験・教養試験の問題例、小論文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

### 5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(薬剤師、獣医師、保健師の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として平成31年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人については、平成31年4月より前に採用されることもあります。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込の人で取得できない場合は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

### 6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

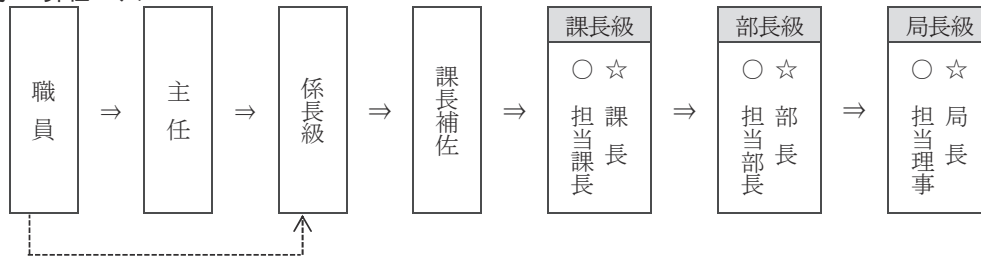
#### ◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

#### 参考1 職務の概要(代表例)

| 試験区分 | 「公権力の行使」に該当しない職務                                       | 「公権力の行使」に関わる職務          |
|------|--|-------------------------|
| 行政事務 | 情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談<br>市民文化、スポーツの振興<br>水道、交通などの公営事業 | 市税等の賦課、滞納処分<br>生活保護の決定  |
| 社会福祉 | 福祉施設入所者等の専門的相談・指導<br>医療相談                              | 児童福祉施設の入所措置<br>児童虐待等の調査 |
| 心理   | 障害児(者)の専門的相談・指導・助言                                     |                         |
| 土木   | 道路工事の実施計画、設計、監督<br>道路の維持補修工事の実施、設計等                    | 開発行為の監視、規制              |
| 電気   | 水処理施設の設備の運転操作、調整<br>各種施設の電気設備の維持管理                     | 公害の発生の監視、規制             |
| 機械   | 市有建築物の維持保全   | 廃棄物処理施設の許可              |
| 造園   | 公園、緑地等の維持管理<br>公共施設の緑化                                 | 都市計画事業の決定               |
| 建築   | 市営住宅建設工事の設計、監督<br>公共施設建設工事の設計、監督                       | 建築制限の許可                 |
| 化学   | 水道水の水質管理<br>検査、調査研究                                    | 産業廃棄物等の監視、規制            |
| 薬剤師  | 市立病院の調剤<br>検査、調査研究                                     | 薬局、医薬品販売業者の監視           |
| 獣医師  | 動物の飼育<br>検査、調査研究                                       | 食品衛生、環境衛生の監視            |

#### 参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

## 7 給与等

### (1) 給与(初任給)

平成30年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

| 試験区分       | 初任給<br>※地域手当を含む                      | その他の手当など   |
|------------|--------------------------------------|--|
| 下記以外の区分    | 205,204 円<br>(大学院修士課程修了者は、222,604 円) | ① 初任給については、大学卒業後若しくは大学院修士課程修了後(大学卒程度各区分)又は免許取得後(薬剤師・獣医師・保健師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。<br><br>② この他に、期末・勤勉手当(4.40 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1 箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1 箇月当たり最高 22,500 円)等の諸手当が支給されます。 |
| 消防士        | 222,604 円<br>(大学院修士課程修了者は、240,004 円) |  |
| 薬剤師<br>獣医師 | 222,604 円                            |  |
| 保健師        | 218,196 円<br>(大学院修士課程修了者は、235,596 円) |  |

(注) 薬剤師区分の初任給は、6年制大学卒の場合です。4年制大学卒の場合は、205,204 円です。

### (2) 勤務時間及び休暇等

#### ① 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

#### ② 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

※配属先によって異なる場合があります。

#### ③ 休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成30年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

## 8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

| 対象者<br>(本人に限る) | 提供内容  | 手続き方法  |
|----------------|---|--|
| 第1次試験<br>不合格者  | 第1次試験の総合順位及び総合得点<br><参考>第1次試験配点 300点                    | 提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。<br>①個人別成績に関する情報提供申出書<br>※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載)<br>②受験票<br>③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) |
| 第2次試験<br>不合格者  | 第2次試験の総合順位及び総合得点<br>(第1次及び第2次試験の合算)<br><参考>第2次試験配点 700点 | 《申出書郵送先》<br>〒210-0006<br>川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階<br>川崎市人事委員会事務局任用課<br><br>※個人別成績情報は、平成30年10月上旬以降に発送します。   |

## 9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(大学卒程度等)採用試験」→「電子申請による採用試験申込方法(大学卒程度等)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

|        |  |
|--------|--|
| 申込受付期間 | 平成30年4月18日(水)午前9時～5月15日(火)午後5時(受信有効)<br>※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限内に余裕を持ってお申込ください。<br>※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。 |
|--------|--|

|              |  |
|--------------|--|
| 申 込 手 順      | <p>(1)「<u>ネット窓口かわさき(電子申請サービス)</u>」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ)<br/>       ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)</u>」を御確認ください。<br/> <b>【重要①】</b>利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れてしまうと、申込や申込整理票・受験票のダウンロードができなくなります。<br/> <b>【重要②】</b>利用者登録の際の入力項目に、「<u>審査結果通知</u>」及び「<u>到達メール</u>」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う<br/>       ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(大学卒業程度等)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)</u>」を御確認ください。<br/>       ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査<br/>       川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。<br/>       ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知<br/>       申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。))過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> |
| 申込整理票と受験票の印刷 | <p>5月31日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。<br/>       第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>  |

## ◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

## ◎ 前年度(平成29年度)実施結果(参考)

| 試験区分 | 採用予定人員<br>(名程度) | 申込者数<br>(人) | 第1次試験<br>受験者数(人) | 面談試験・体力検査<br>対象者数(人) | 第1次試験<br>合格者数(人) | 最終合格者数<br>(人) | 競争倍率<br>(倍) |
|------|-----------------|-------------|------------------|----------------------|------------------|---------------|-------------|
| 行政事務 | 110             | 1,609       | 1,095            | 516                  | 360              | 171           | 6.4         |
| 社会福祉 | 20              | 90          | 71               | 52                   | 40               | 22            | 3.2         |
| 心理   | 10              | 61          | 54               | 47                   | 33               | 15            | 3.6         |
| 学校事務 | 10              | 58          | 36               | 27                   | 21               | 9             | 4.0         |
| 土木   | 15              | 74          | 42               | 35                   | 28               | 17            | 2.5         |
| 電気   | 5               | 37          | 25               | 19                   | 15               | 9             | 2.8         |
| 機械   | 5               | 36          | 20               | 17                   | 8                | 6             | 3.3         |
| 造園   | 若干名             | 33          | 23               | 17                   | 12               | 4             | 5.8         |
| 建築   | 10              | 33          | 25               | 20                   | 15               | 9             | 2.8         |
| 化学   | 5               | 47          | 36               | 25                   | 12               | 5             | 7.2         |
| 消防士  | 15              | 399         | 278              | 57                   | 52               | 17            | 16.4        |
| 薬剤師  | 若干名             | 37          | 26               | 19                   | 10               | 4             | 6.5         |
| 獣医師  | 若干名             | 26          | 19               | 13                   | 11               | 4             | 4.8         |
| 保健師  | 20              | 42          | 31               | 29                   | 22               | 15            | 2.1         |

### 職 員 共 済 組 合 公 告

#### 川崎市共済公告第7号

川崎市職員共済組合組合会議員選挙を次のとおり行う。  
平成30年4月17日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

- 1 選挙の日時 平成30年5月15日(火)  
午後4時00分から午後4時30分まで
- 2 選挙会の日時 平成30年5月15日(火)  
午後4時30分
- 3 選挙及び選挙会の場所、選挙すべき議員の数並びに選挙長の氏名

| 選挙区 | 選挙すべき議員の数 | 選挙及び選挙会の場所        | 選挙長の氏名 |
|-----|-----------|-------------------|--------|
| 第1区 | 3人        | 第4庁舎4階<br>第1・2会議室 | 森 賢 一  |

### 中 原 区 告 示

#### 川崎市中原区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、督促等をおこなったが、番号標を回収することができないので平成30年3月13日以降無効とする。

平成30年2月16日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

川崎 3-77 川崎 9-54

### 川 崎 区 公 告

#### 川崎市川崎区公告第43号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

| 年度     | 科目         | 期別  | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|------------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第9期 | 平成30年5月2日(第9期分)    | 計6件   |

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第44号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

| 年度     | 科目    | 期別   | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|-------|------|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第12期 | 平成30年5月2日(第12期分)   | 計28件  |

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第45号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

| 年度     | 科目      | 期別  | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第3期 | 平成30年5月2日(第3期分)    | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第4期 | 平成30年5月2日(第4期分)    | 計2件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第5期 | 平成30年5月2日(第5期分)    | 計2件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第6期 | 平成30年5月2日(第6期分)    | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第7期 | 平成30年5月2日(第7期分)    | 計9件   |

|        |         |      |                      |      |
|--------|---------|------|----------------------|------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第8期  | 平成30年5月2日<br>(第8期分)  | 計10件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第9期  | 平成30年5月2日<br>(第9期分)  | 計20件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第10期 | 平成30年5月2日<br>(第10期分) | 計95件 |

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第46号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

| 年 度    | 科 目     | 期 別  | この公告により滞納処分に着手し得る日  | 件数・備考 |
|--------|---------|------|---------------------|-------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第5期  | 平成30年5月2日<br>(第5期)  | 計1件   |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第6期  | 平成30年5月2日<br>(第6期)  | 計1件   |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第7期  | 平成30年5月2日<br>(第7期)  | 計2件   |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第8期  | 平成30年5月2日<br>(第8期)  | 計3件   |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第9期  | 平成30年5月2日<br>(第9期)  | 計6件   |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第10期 | 平成30年5月2日<br>(第10期) | 計28件  |

(別紙省略)

**幸 区 公 告****川崎市幸区公告第18号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

| 年 度    | 科 目     | 期 別  | この公告により滞納処分に着手し得る日   | 件数・備考 |
|--------|---------|------|----------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第2期  | 平成30年5月2日<br>(第2期分)  | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第3期  | 平成30年5月2日<br>(第3期分)  | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第4期  | 平成30年5月2日<br>(第4期分)  | 計6件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第5期  | 平成30年5月2日<br>(第5期分)  | 計6件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第6期  | 平成30年5月2日<br>(第6期分)  | 計8件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第7期  | 平成30年5月2日<br>(第7期分)  | 計9件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第8期  | 平成30年5月2日<br>(第8期分)  | 計12件  |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第9期  | 平成30年5月2日<br>(第9期分)  | 計15件  |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第10期 | 平成30年5月2日<br>(第10期分) | 計30件  |

(別紙省略)

**川崎市幸区公告第19号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

| 年 度    | 科 目        | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日  | 件数・備考 |
|--------|------------|-----|---------------------|-------|
| 平成29年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第9期 | 平成30年5月2日<br>(第9期分) | 計6件   |

(別紙省略)

**中 原 区 公 告****川崎市中原区公告第21号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康

保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

| 年 度    | 科 目     | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 1月分 | 平成30年5月2日（1月分）     | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第8期 | 平成30年5月2日（第8期分）    | 計5件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第9期 | 平成30年5月2日（第9期分）    | 計77件  |

(別紙省略)

川崎市中原区公告第22号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

| 年 度    | 科 目   | 期 別  | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|-------|------|----------------|-------|
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第9期  |                | 計1件   |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第10期 |                | 計1件   |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第11期 |                | 計6件   |

(別紙省略)

川崎市中原区公告第23号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

| 年 度    | 科 目        | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|------------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第8期 | 平成30年5月2日          | 計9件   |

(別紙省略)

川崎市中原区公告第24号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 国民健康保険の滞納処分に係る書類   |          |
| 【文書番号29川中陰第1-343号】 | 差押調書（謄本） |

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第24号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

| 年 度    | 科 目     | 期 別  | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|------|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第4期分 | 平成30年5月2日（第4期分）    | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第5期分 | 平成30年5月2日（第5期分）    | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第6期分 | 平成30年5月2日（第6期分）    | 計2件   |



|        |         |       |                      |      |
|--------|---------|-------|----------------------|------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第7期分  | 平成30年5月2日<br>(第7期分)  | 計3件  |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第8期分  | 平成30年5月2日<br>(第8期分)  | 計5件  |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第9期分  | 平成30年5月2日<br>(第9期分)  | 計5件  |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第10期分 | 平成30年5月2日<br>(第10期分) | 計50件 |

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第25号**

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

| 年 度    | 科 目        | 期 別 | この公告により<br>滞納処分に<br>着手しうる日 | 件数・備考 |
|--------|------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成29年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第9期 | 平成30年5月2日<br>(第9期分)        | 計6件   |

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第26号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

| 年 度    | 科 目   | 期 別  | 滞納処分に<br>着手し得る日     | 件数・備考 |
|--------|-------|------|---------------------|-------|
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第1期分 | 平成30年4月2日<br>(第1期分) | 計1件   |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第2期分 | 平成30年4月2日<br>(第2期分) | 計1件   |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第3期分 | 平成30年4月2日<br>(第3期分) | 計1件   |

|        |       |       |                      |      |
|--------|-------|-------|----------------------|------|
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第4期分  | 平成30年4月2日<br>(第4期分)  | 計1件  |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第5期分  | 平成30年4月2日<br>(第5期分)  | 計1件  |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第6期分  | 平成30年4月2日<br>(第6期分)  | 計1件  |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第7期分  | 平成30年4月2日<br>(第7期分)  | 計1件  |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第8期分  | 平成30年4月2日<br>(第8期分)  | 計1件  |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第9期分  | 平成30年4月2日<br>(第9期分)  | 計1件  |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第10期分 | 平成30年4月2日<br>(第10期分) | 計1件  |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第12期分 | 平成30年4月2日<br>(第12期分) | 計14件 |

(別紙省略)

**宮 前 区 公 告**

**川崎市宮前区公告第29号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年4月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

| 年 度    | 科 目     | 期 別  | この公告により<br>滞納処分に<br>着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|------|----------------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第8期  | 平成30年5月2日                  | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第9期  | 平成30年5月2日                  | 計4件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第10期 | 平成30年5月2日                  | 計24件  |

(別紙省略)

**多 摩 区 公 告**

**川崎市多摩区公告第29号**

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、

で、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月18日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年 度    | 科 目 | 期 別 | 変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|-----|-----|---------|-------|
| 平成30年度 |     |     |         | 計1件   |

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第30号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年 度    | 科 目        | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|------------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第8期 | 平成30年5月2日          | 計1件   |

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第31号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年 度    | 科 目   | 期 別    | 滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|-------|--------|-------------|-------|
| 平成30年度 | 介護保険料 | 第1期    | 平成30年5月2日   | 9件    |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第5～10期 | 平成30年5月2日   | 1件    |

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第32号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年 度    | 科 目     | 期 別  | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|------|--------------------|-------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第10期 | 平成30年5月2日(第10期分)   | 計71件  |

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第22号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

| 年 度    | 科 目     | 期 別  | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|------|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第3期  | 平成30年5月2日(第3期分)    | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第7期  | 平成30年5月2日(第7期分)    | 計1件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第8期  | 平成30年5月2日(第8期分)    | 計3件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第9期  | 平成30年5月2日(第9期分)    | 計8件   |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第10期 | 平成30年5月2日(第10期分)   | 計64件  |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 過随3月 | 平成30年5月2日(過随3月)    | 計1件   |

別紙省略

## 川崎市麻生区公告第23号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

別紙省略

## 川崎市麻生区公告第24号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 4月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

| 年 度        | 科 目   | 期 別  | この公告により<br>滞納処分に<br>着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------|------|----------------------------|-------|
| 平成<br>29年度 | 介護保険料 | 第1期  | 平成30年5月2日<br>(第1期分)        | 計1件   |
| 平成<br>29年度 | 介護保険料 | 第2期  | 平成30年5月2日<br>(第2期分)        | 計1件   |
| 平成<br>29年度 | 介護保険料 | 第3期  | 平成30年5月2日<br>(第3期分)        | 計1件   |
| 平成<br>29年度 | 介護保険料 | 第5期  | 平成30年5月2日<br>(第5期分)        | 計1件   |
| 平成<br>29年度 | 介護保険料 | 第7期  | 平成30年5月2日<br>(第7期分)        | 計1件   |
| 平成<br>29年度 | 介護保険料 | 第8期  | 平成30年5月2日<br>(第8期分)        | 計1件   |
| 平成<br>29年度 | 介護保険料 | 第11期 | 平成30年5月2日<br>(第11期分)       | 計9件   |
| 平成<br>29年度 | 介護保険料 | 第12期 | 平成30年5月2日<br>(第12期分)       | 計1件   |

別紙省略

